

第2期

芳賀町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月 芳賀町

はじめに

少子高齢化と核家族化が進み、就労形態やライフスタイルが多様化する中、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子どもを産み、育てたいという希望を持ちながらも、将来の不安から出産を躊躇する人たちの割合が大きく占めると国の調査等で結果が出されています。

芳賀町の取り組みとしては、子育て世代の経済的な負担を軽減する目的で、高校3年生までの医療費無料や出産祝い金、チャイルドシート購入費補助等を行っています。また、共働き世帯が安心して働けるように子育て環境の充実を図り、保育園や放課後児童クラブの待機児童「ゼロ」を継続しています。放課後児童クラブについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、新たに建設も予定しています。

芳賀町の子育て支援計画においては、平成17年3月に「芳賀町次世代育成支援行動計画（平成17年度～平成26年度）」を策定しました。さらに総合的・計画的に子育て支援策を推進するため平成27年3月に「芳賀町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」を策定いたしました。

この度、計画の見直し時期に合わせ、子育て世代のニーズ調査を行い、芳賀町における子育ての現状の把握と課題抽出に取り組み、新たに令和6年度までの「第2期芳賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、芳賀町の子どもや子育てに関する取り組みを、子どもや保護者、地域・子育て支援関係者の視点からそれぞれ整理し、体系別に目標を定め施策を展開するとともに、法の定めることとなっている教育・保育等の量の見込みを推計し、具体的な目標を記載しています。また、近年の社会情勢を踏まえ、社会の動き等に柔軟に対応できるよう随時見直しを行うことを前提としつつ、より現実に即した実効性の高い計画といたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました芳賀町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査、パブリックコメントの実施にあたりご協力いただいた皆さまと関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。



令和2年3月

芳賀町長 見目 匡

目 次

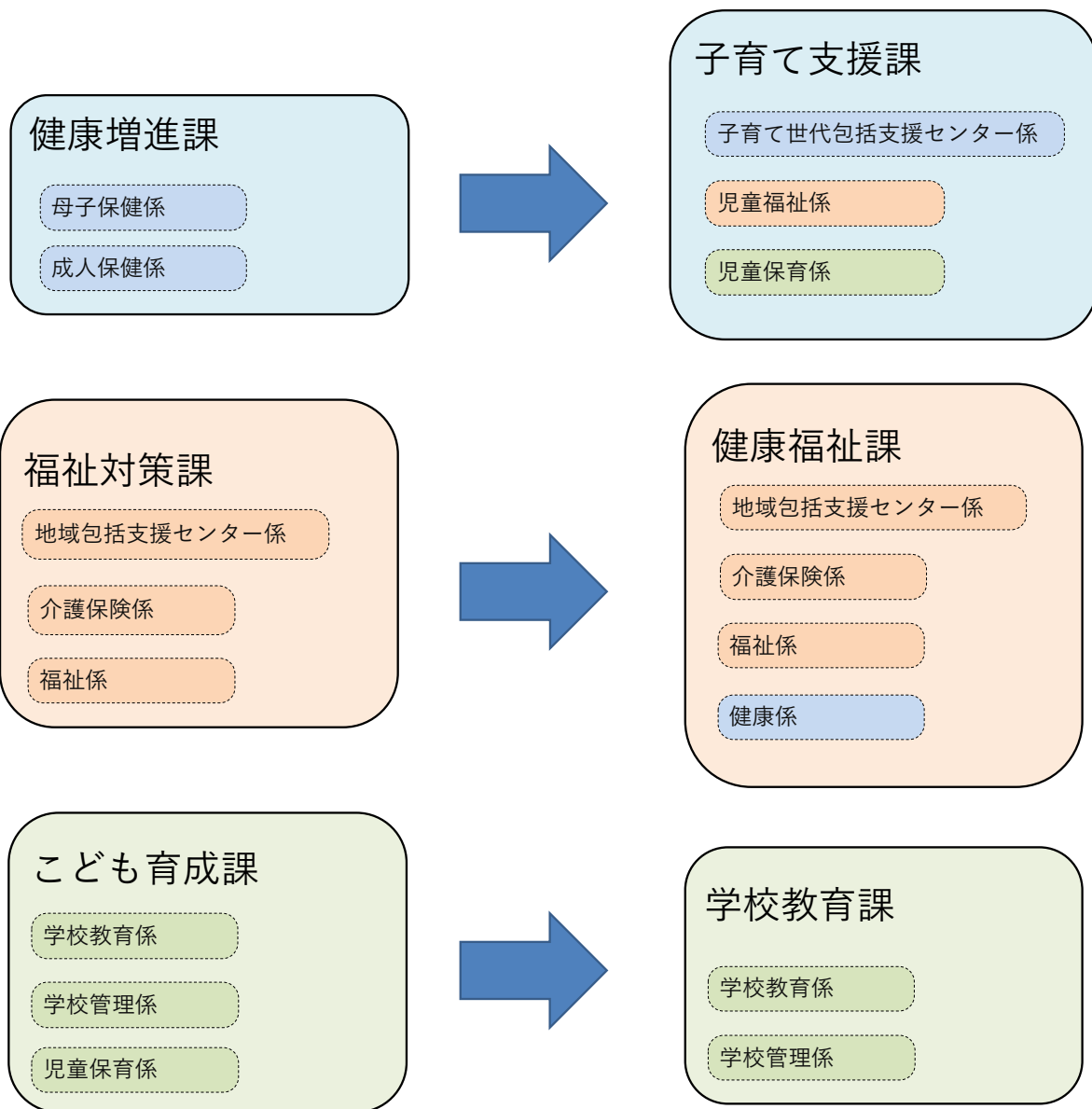
第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の根拠となる法律	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の位置づけ	3
5 計画の策定体制	4
6 アンケート調査の実施	4
7 パブリックコメントの実施	4
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	5
1 統計からみた本町の現状	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 児童数の推移.....	6
(3) 出生数の推移.....	7
(4) 婚姻の動向.....	8
(5) 女性の就業状況	9
(6) ひとり親家庭の状況	10
2 教育・保育・地域子ども・子育て支援等の現状	11
(1) 保育施設の状況	11
(2) 子育て支援サービスの状況.....	11
(3) 幼稚園・認定こども園（教育認定）の状況	12
3 アンケート調査結果抜粋	13
(1) 保護者の就労状況について.....	13
(2) 教育・保育の利用状況と利用意向について	14
(3) 町で実施している事業の認知度と利用意向について.....	15
(4) 休日の教育・保育事業の利用意向について	16
(5) 一時預かりの利用について.....	16
(6) 育児休業を取得していない理由について	17
4 第1期計画の状況.....	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念.....	21
2 計画の基本方針	22
3 計画の体系.....	23
第4章 量の見込みと提供体制、確保の方策.....	24
1 教育・保育提供区域	24
(1) 教育・保育認定	24
(2) 教育・保育提供区域	24
2 量の見込みについて	25

(1) 量の見込み	25
(2) 将来児童数推計	25
(3) 量の見込みの算出方法について	26
(4) 潜在家庭類型	26
3 幼児期の教育・保育、地域における子育て支援の充実	27
4 地域子ども・子育て支援事業の推進	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 妊婦健康診査	30
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	31
(5) 養育支援訪問事業/子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	31
(6) 子育て短期支援事業	31
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	31
(8) 一時預かり事業	32
(9) 延長保育事業	32
(10) 病児・病後児保育事業	33
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	33
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	33
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	33
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容	34
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	34
(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援	34
(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	34
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策	35
(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策	35
第5章 施策の展開	36
基本方針1 安心できる楽しい子育て環境の整備	36
基本施策1 地域における子育て支援の充実	36
基本施策2 子どもと母親の健康の確保及び増進	39
基本施策3 援助を要する家庭への支援	46
基本方針2 働きながら子育てができる環境の整備	51
基本施策4 保育サービスの充実	51
基本施策5 仕事と子育ての両立の推進	56
基本方針3 親と子の学びと育ちを支援する環境の整備	58
基本施策6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	58
基本方針4 子どもが安全に育つ環境の整備	63
基本施策7 子どもを支援する生活環境の整備	63
基本施策8 子どもの安全の確保	65
第6章 計画の推進体制と進捗管理	68

1	計画の推進体制	68
2	点検・評価	69
資 料 編		70
1	用語集	70
2	芳賀町子ども・子育て会議条例	73
3	芳賀町子ども・子育て会議開催経過	75
4	芳賀町子ども・子育て会議委員名簿	76

子育て支援窓口ワンストップ化に係る組織再編について

子育て支援等の業務が複数課・係で行われている中、「妊娠」「出産」「子育て」の一体的な支援を実現し、町として更なる住民サービスの向上を目指すため、令和2年度より以下のとおり組織が再編されます。



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあることや、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う離職も多い状況にあります。

このような状況の中、国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、平成15年に少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法等を制定するなど、総合的な取り組みがなされてきました。しかし、急速な少子化の進行、子育ての孤立感と負担感の増加など子育てをめぐる課題はますます増大していることから、平成24年8月には、子ども・子育て支援法等の「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設し、また、平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。平成29年6月には社会問題化している待機児童の解消と、女性の就業率向上を目指した「子育て安心プラン」が公表され、社会の様々な分野で女性が活躍することに大きな期待がかけられており、実際に、本町においても子育て世代にある女性の就労は年々進んでいます。

そして、平成30年9月には、全ての就学児童が放課後を安心して過ごせるように「新・放課後子ども総合プラン」が策定、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

本町においては、これらの新制度開始に合わせ、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法（第8条）に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画として、平成27年3月に「芳賀町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度までの5か年計画）」を策定し、様々な子育て施策を推進してまいりました。

子どもを取り巻く状況が変化するなかで、第1期計画の見直しに伴い、新たな子育て施策を含めた、「第2期芳賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画策定の根拠となる法律

【子ども・子育て支援法】

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法】

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
芳賀町子ども・子育て支援事業計画									
				計画 策定	第 2 期芳賀町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第 6 次芳賀町振興計画」に基づく部門別計画として、第 1 期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれるものとします。



5 計画の策定体制

アンケート調査の実施及び、「芳賀町子ども・子育て会議」等の開催により、町民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としています。

6 アンケート調査の実施

・調査の目的

計画策定に向け、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）等の教育・保育・子育てを計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

・調査期間及び調査方法

調査期間：平成30年11月6日～平成30年11月22日

調査方法：幼稚園・保育所、小学校等に依頼し、調査票の配布・回収による調査
返信用封筒を同封して、郵送配布・郵送回収による調査

・調査対象者

調査区分	調査対象者数
就学前児童	町内にお住まいの就学前児童のいる世帯を無作為抽出
就学児童	町内にお住まいの就学児童のいる世帯を無作為抽出

・回収結果

調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	813	651	80.1%
就学児童	150	95	63.3%

7 パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画の内容を公開し、町民の意見収集に努めました。

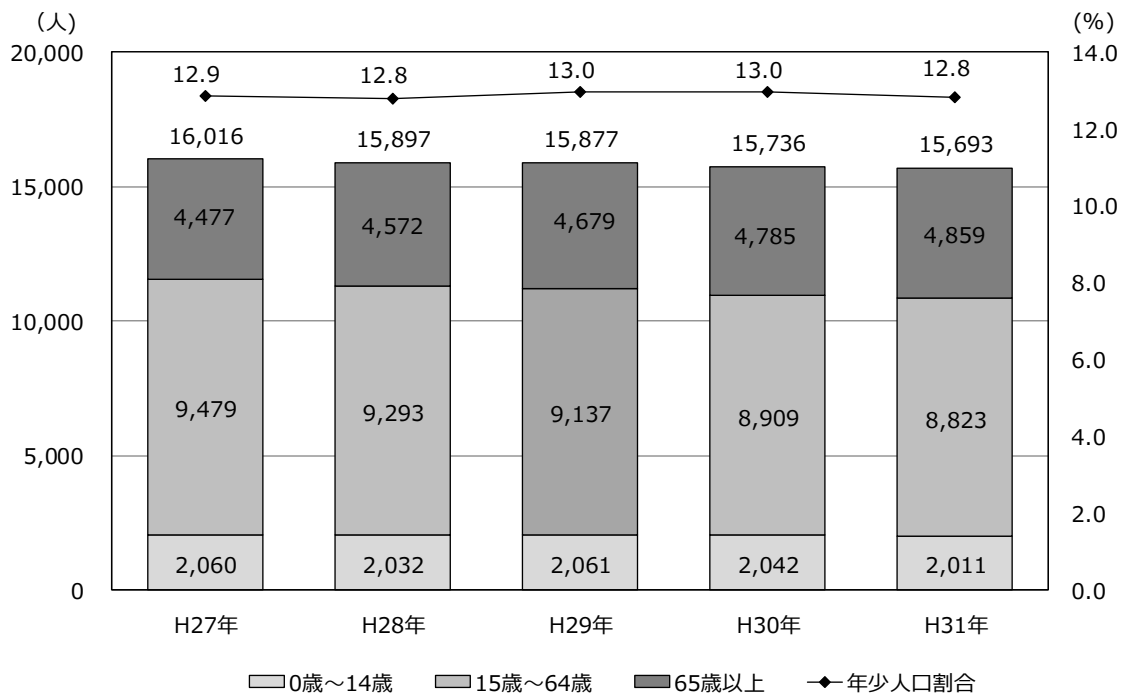
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口の推移

本町の人口は、0～14歳までの年少人口は増減を繰り返しています。15歳～64歳までの生産年齢人口は減少傾向で推移しており、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

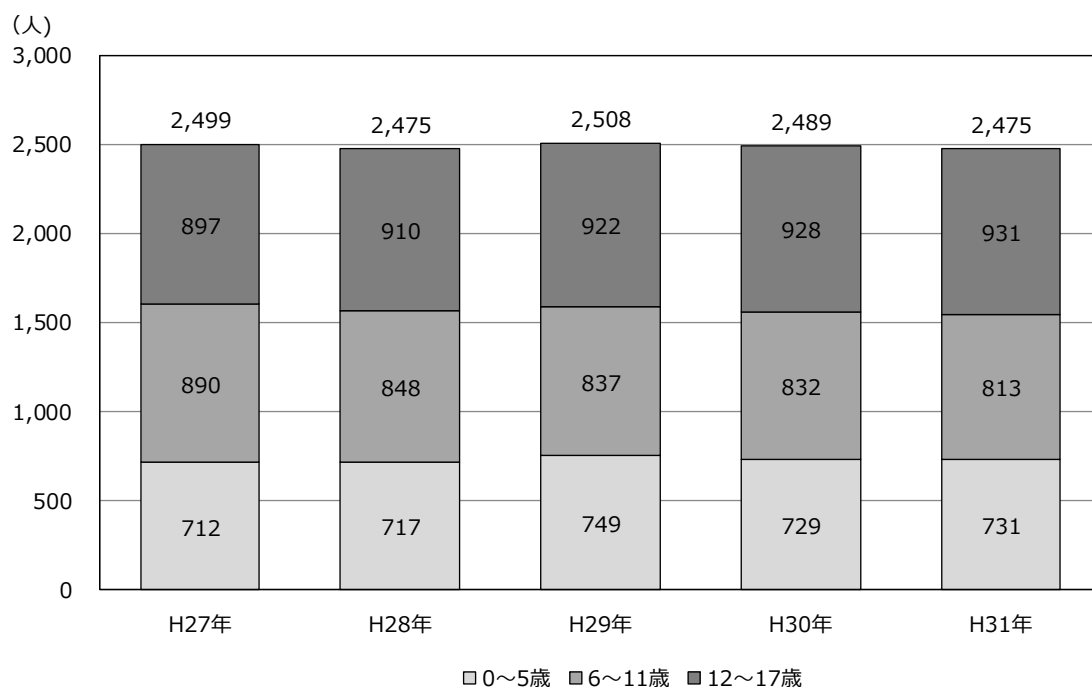
平成27年から平成31年を比較すると、総人口は323人減少しています。



資料：住民基本台帳（4月1日）

(2) 児童数の推移

18歳未満の児童数の推移は、平成27年から平成31年を比較すると24人減少しています。



(単位：人)

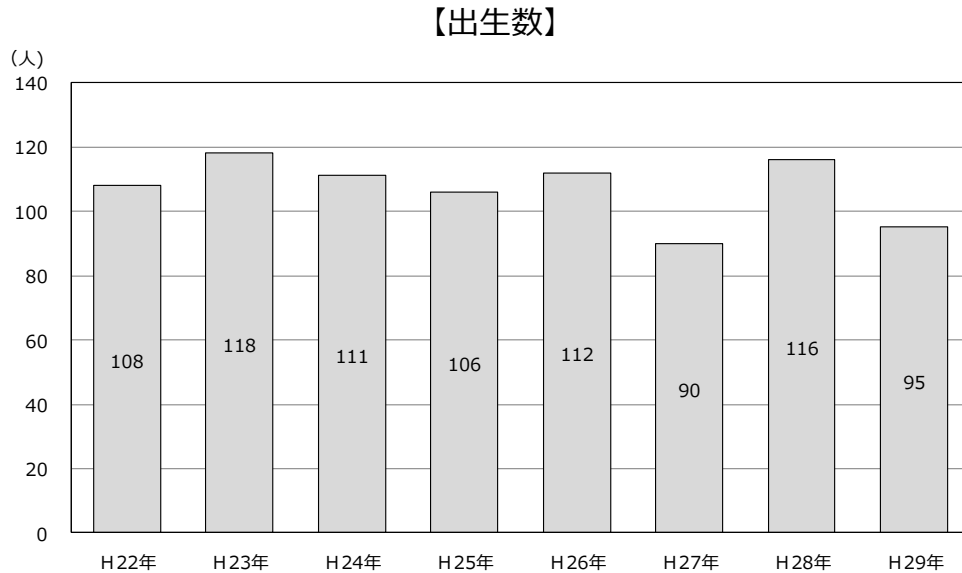
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	106	102	107	98	102
1歳	111	112	115	113	114
2歳	120	116	124	128	115
3歳	132	126	132	129	130
4歳	118	139	124	134	130
5歳	125	122	147	127	140
6歳	122	124	120	153	129
7歳	143	123	132	123	154
8歳	148	139	127	133	124
9歳	158	151	143	128	131
10歳	153	159	152	144	130
11歳	166	152	163	151	145
12歳	154	168	152	162	152
13歳	145	155	167	153	161
14歳	159	144	156	166	154
15歳	154	154	145	153	167
16歳	140	149	153	142	151
17歳	145	140	149	152	146
合計	2,499	2,475	2,508	2,489	2,475

資料：住民基本台帳（4月1日）

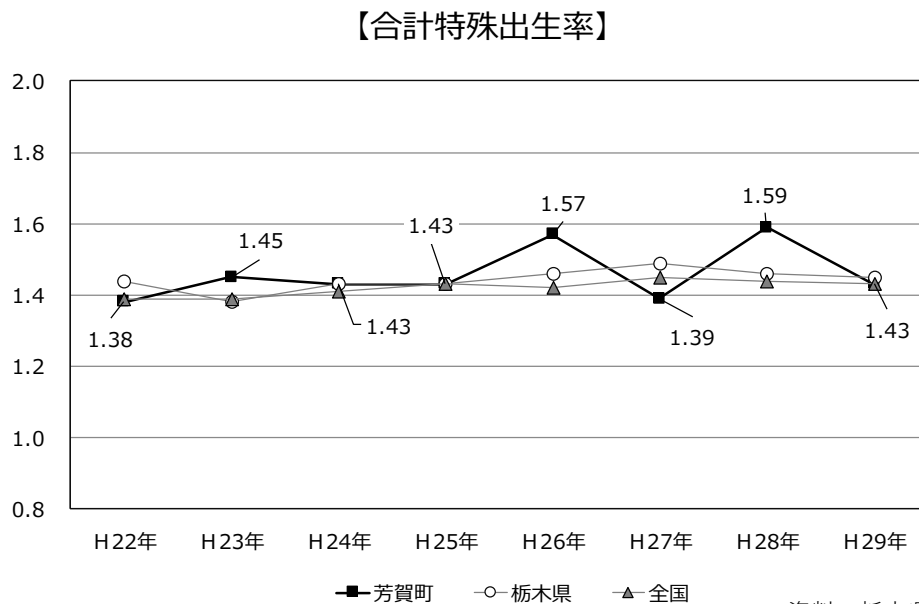
(3) 出生数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しており、平成29年では95人となっています。

合計特殊出生率※の推移をみると、平成25年から平成29年において大きく増減を繰り返して推移しており、平成29年では1.43となっています。



資料：栃木県保健統計年報



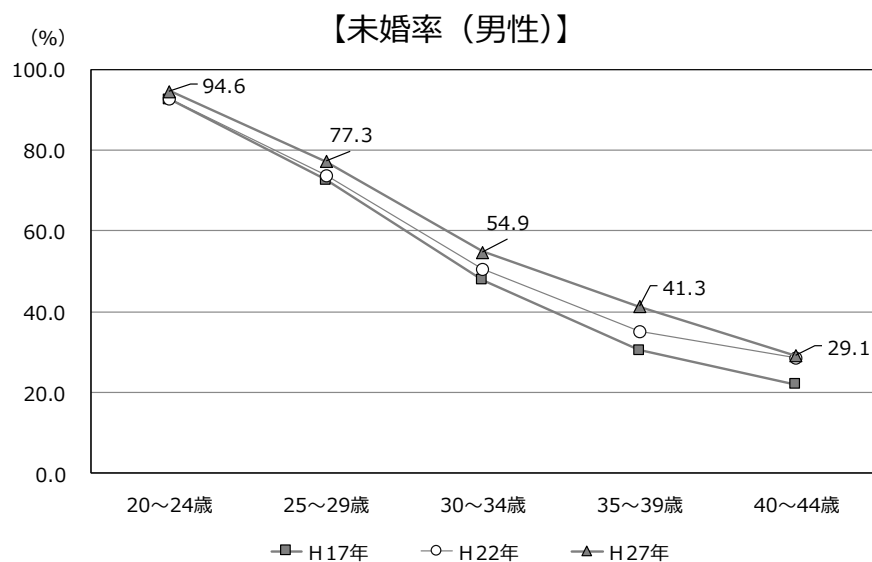
資料：栃木県保健統計年報

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
芳賀町	1.38	1.45	1.43	1.43	1.57	1.39	1.59	1.43
栃木県	1.44	1.38	1.43	1.43	1.46	1.49	1.46	1.45
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

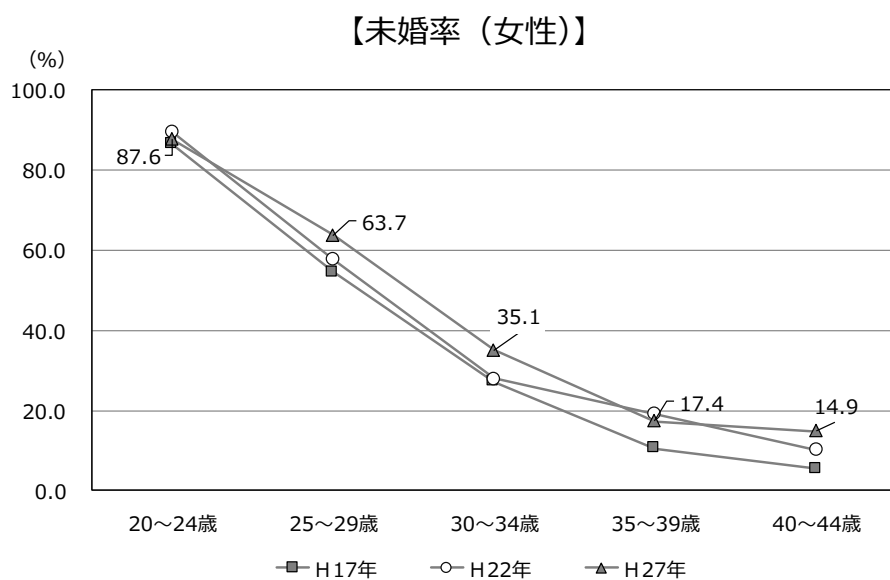
※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

(4) 婚姻の動向

本町の未婚率は、男女ともに上昇しています。平成17年から平成27年の10年間で、35～39歳の男性では10.8ポイント、40～44歳の女性では9.5ポイント上昇しています。



	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H17 年	92.6	72.6	47.9	30.5	22.0
H22 年	92.8	73.9	50.7	35.3	28.5
H27 年	94.6	77.3	54.9	41.3	29.1



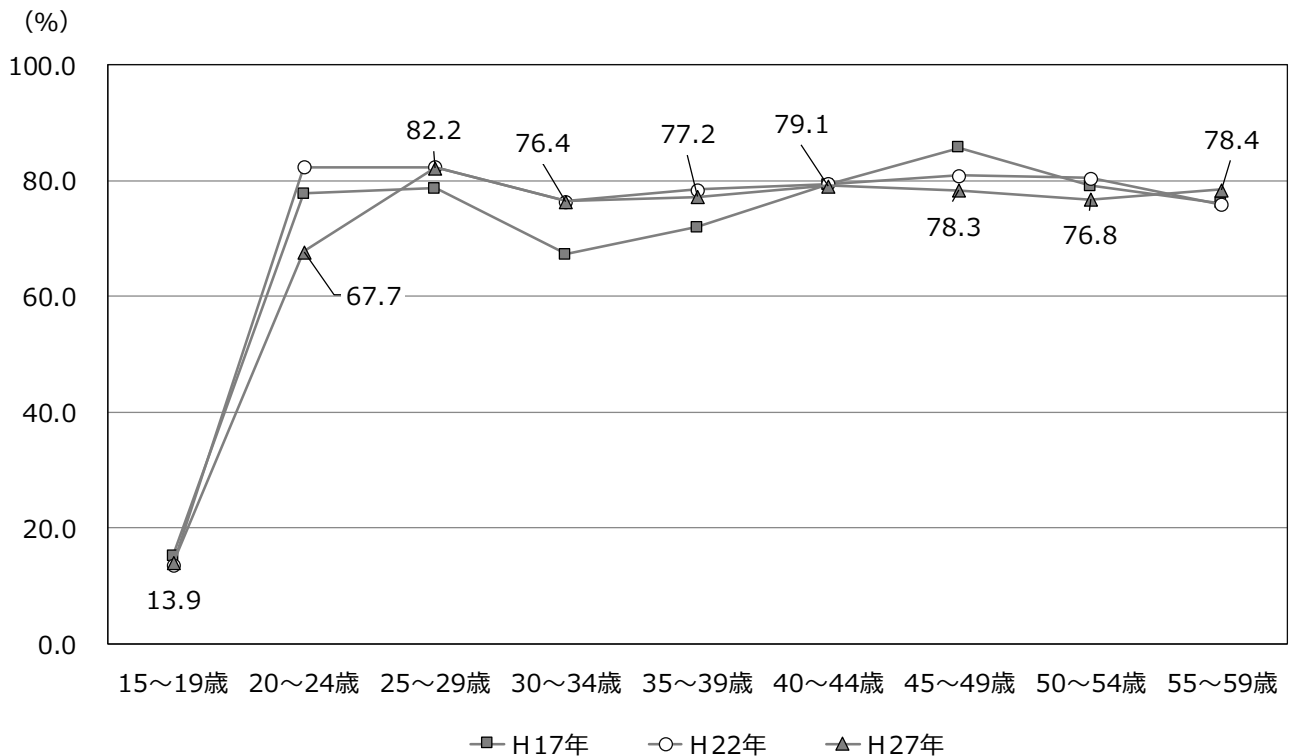
	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H17 年	86.4	54.5	27.2	10.5	5.4
H22 年	89.4	57.7	27.9	19.2	10.3
H27 年	87.6	63.7	35.1	17.4	14.9

資料：国勢調査

(5) 女性の就業状況

女性の年代別労働力率※をみると、20 歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び上昇することで描かれる M 字カーブは緩和されてきていることがみてとれます。

また、労働力率を平成 27 年と平成 12 年を比較すると、20 歳～24 歳では 10.1 ポイント減少しているのに対し、25～29 歳では 3.5 ポイント、30 歳～34 歳では 9.1 ポイント、35 歳～39 歳では 5.3 ポイントそれぞれ増加しています。



(単位：%)

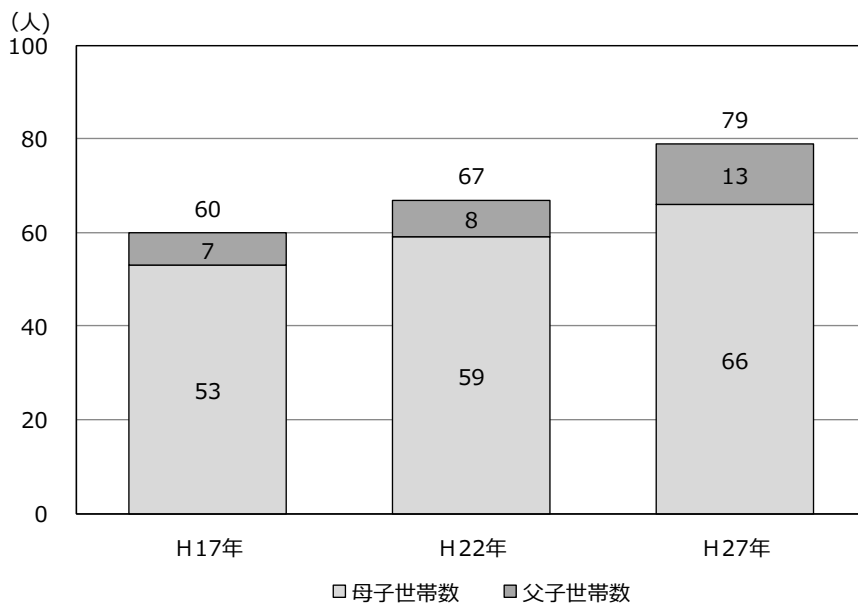
	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳
H17 年	15.2	77.8	78.7	67.3	71.9	79.3	85.7	79.1	76.1
H22 年	13.6	82.4	82.4	76.4	78.4	79.4	80.9	80.5	75.9
H27 年	13.9	67.7	82.2	76.4	77.2	79.1	78.3	76.8	78.4

資料：国勢調査

※労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと。

(6) ひとり親家庭の状況

母子・父子世帯共に増加傾向にあり、平成17年と平成27年を比較すると母子世帯数では13世帯、父子世帯数では6世帯それぞれ増加しています。



2 教育・保育・地域子ども・子育て支援等の現状

(1) 保育施設の状況

①保育施設の入所児童数

区分		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
公立保育所	施設数（園）	1	1	1	1	1
	利用定員数（人）	140	140	140	140	140
	入所児童数（人）	116	125	122	107	109
私立保育所	施設数（園）	2	2	2	2	2
	利用定員数（人）	120	120	120	120	120
	入所児童数（人）	134	134	141	128	131
私立認定こども園 （保育認定）	施設数（園）	1	1	2	2	2
	利用定員数（人）	110	110	205	205	205
	入所児童数（人）	125	124	214	228	240

（各年4月1日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

①保育施設における一時預かり事業の状況

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
実施施設数（か所）	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	339	157	277	245

②障害児保育事業の状況

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
実施施設数（か所）	4	4	5	5	5

（各年4月1日現在）

③病児・病後児保育事業の状況

区分		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
病児 対応型※	実施施設数（か所）	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	3	3	13	3人
病後児 対応型	実施施設数（か所）	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	35	3	35	9
体調不良児 対応型	実施施設数（か所）	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	117	118	211	136

※町外施設と契約

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

④放課後児童クラブの状況

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
年間登録者数（人）	230	282	302	347
か所数（クラブ）	3	3	3	3

⑤子育て支援センター・子育てひろばの利用状況

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
センター年間登録者数（人）	201	227	183	160
ひろば年間登録者数（組）	63	62	65	73

（町内通園者のみ）

⑥ファミリーサポートセンターの状況

区分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
活動件数（延べ人数）	10	40	92	157

（3）幼稚園・認定こども園（教育認定）の状況

区分		H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
私立幼稚園	施設数（園）	1	1	－	－	－
	定員数（人）	110	110	－	－	－
	入所児童数（人）	105	123	－	－	－
認定こども園 （教育認定）	施設数（園）	－	－	1	1	1
	定員数（人）	－	－	75	75	75
	入所児童数（人）	－	－	79	79	69

（各年4月1日現在）

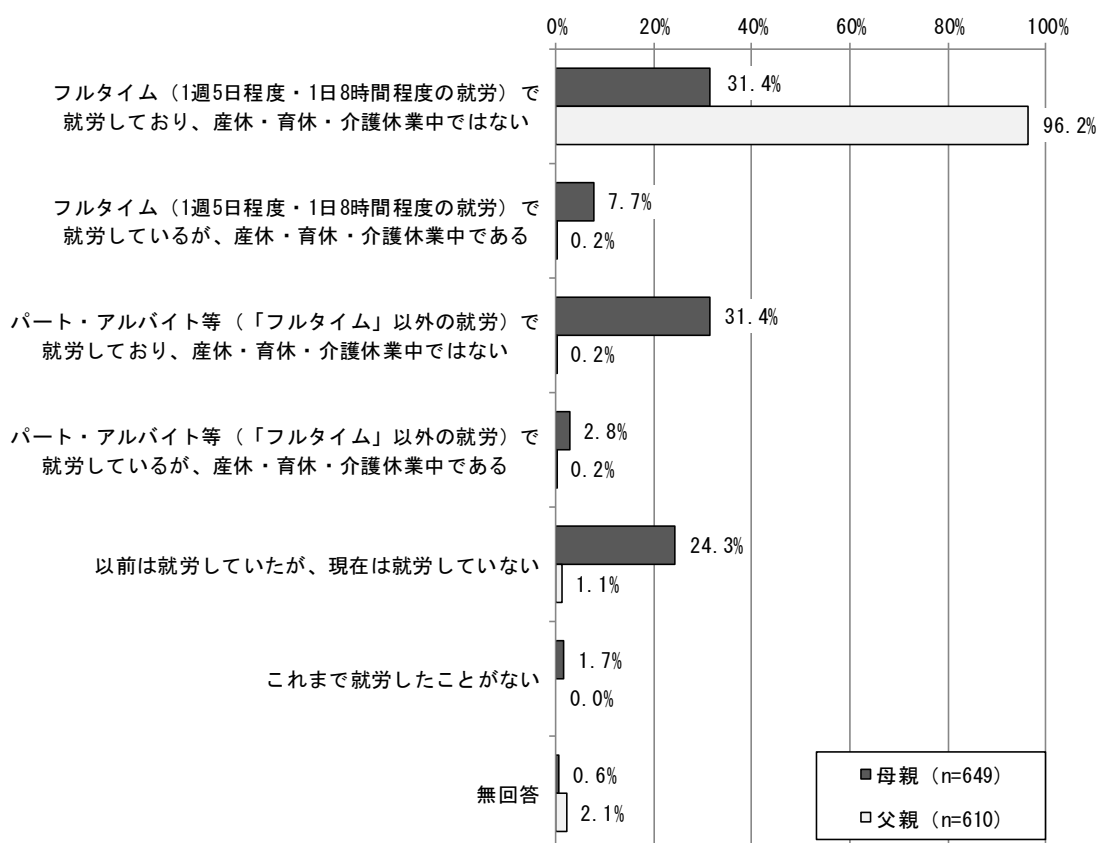


3 アンケート調査結果抜粋

(1) 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっています。

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割以上となっています。

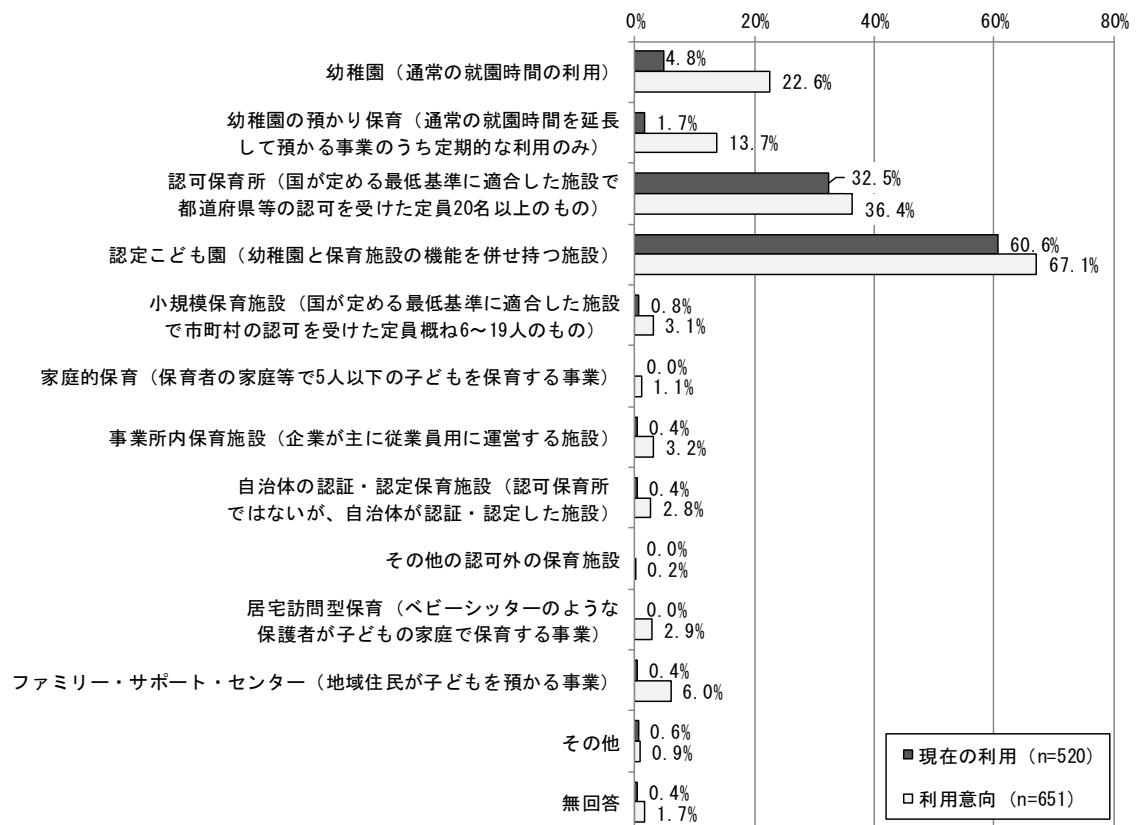


(2) 教育・保育の利用状況と利用意向について

現在の教育・保育の利用状況は「認定こども園」が約6割と最も多く、次いで「認可保育所」が約3割となっています。

また、

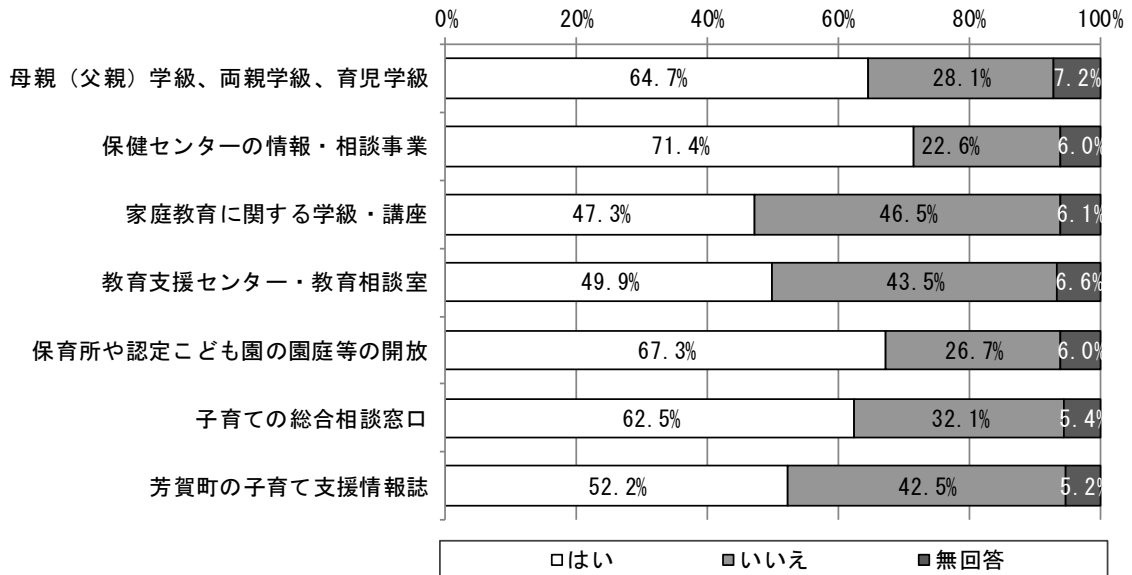
利用意向をみると、「認定こども園」が約6割と最も多く、次いで「認可保育所」が約4割となっています。



(3) 町で実施している事業の認知度と利用意向について

【子育て支援事業の認知度（知っている）】

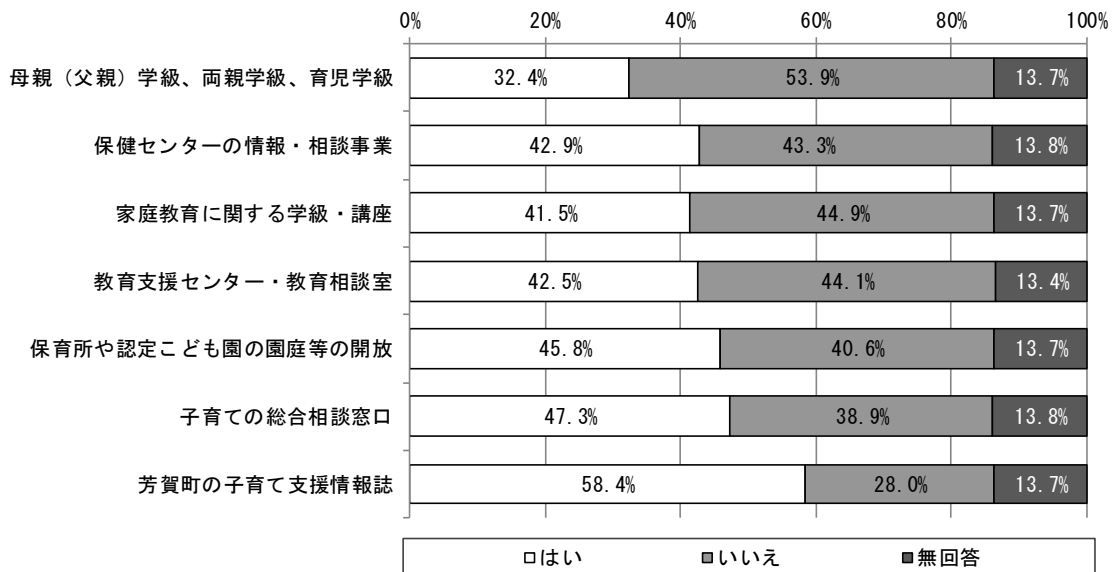
子育て支援事業の認知度について、知っているという割合は、「保健センターの情報・相談事業」、「保育所や認定こども園の園庭等の開放」が約7割となっています。



n=651

【子育て支援事業の利用意向（今後利用したい）】

子育て支援事業の今後の利用意向について、今後利用したいという割合は、「芳賀町の子育て支援情報誌」が約6割、「子育ての総合相談窓口」が約5割となっています。

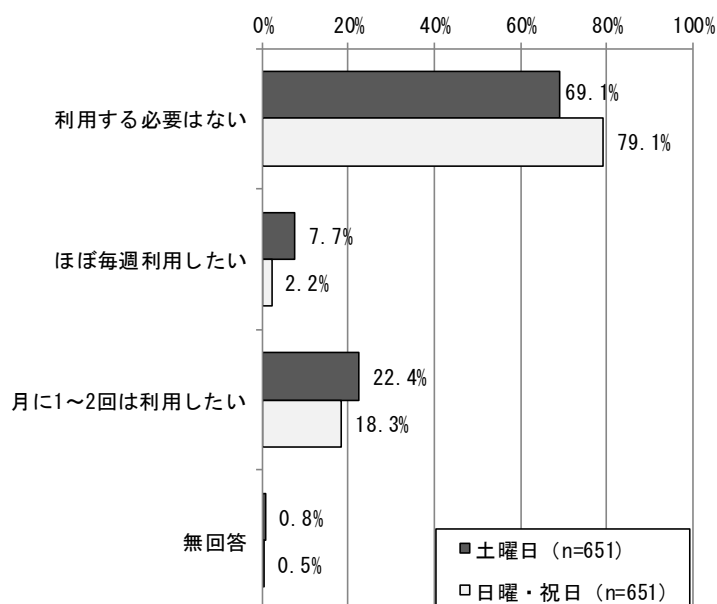


n=651

(4) 休日の教育・保育事業の利用意向について

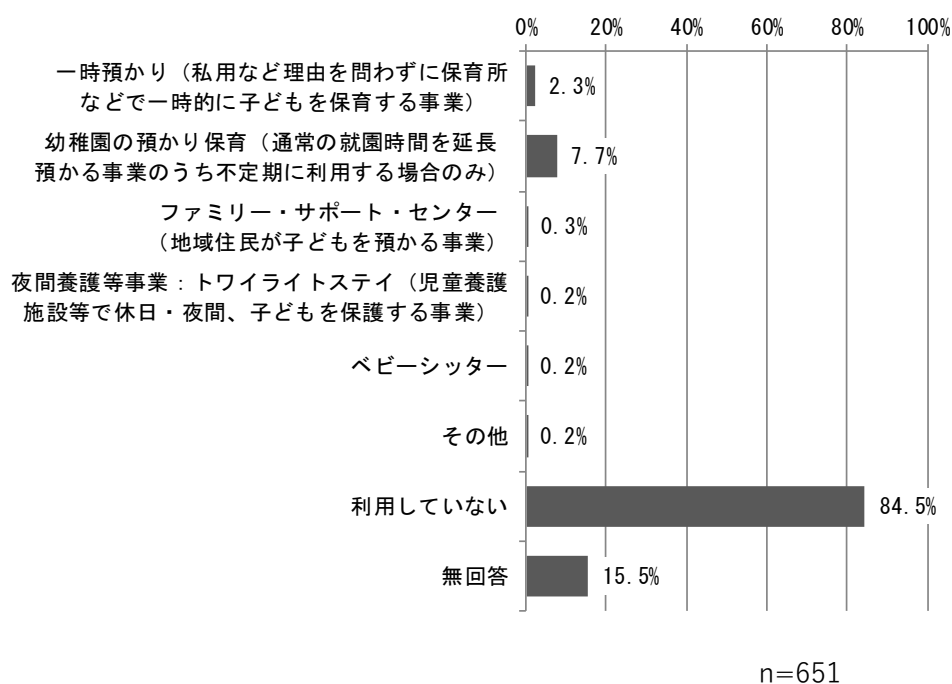
休日における教育・保育事業の利用意向についてみると、土曜日に比べ日曜・祝日のほうが「利用する必要はない」の回答が多くなっています。

また、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」の回答は土曜日のほうが多くなっています。



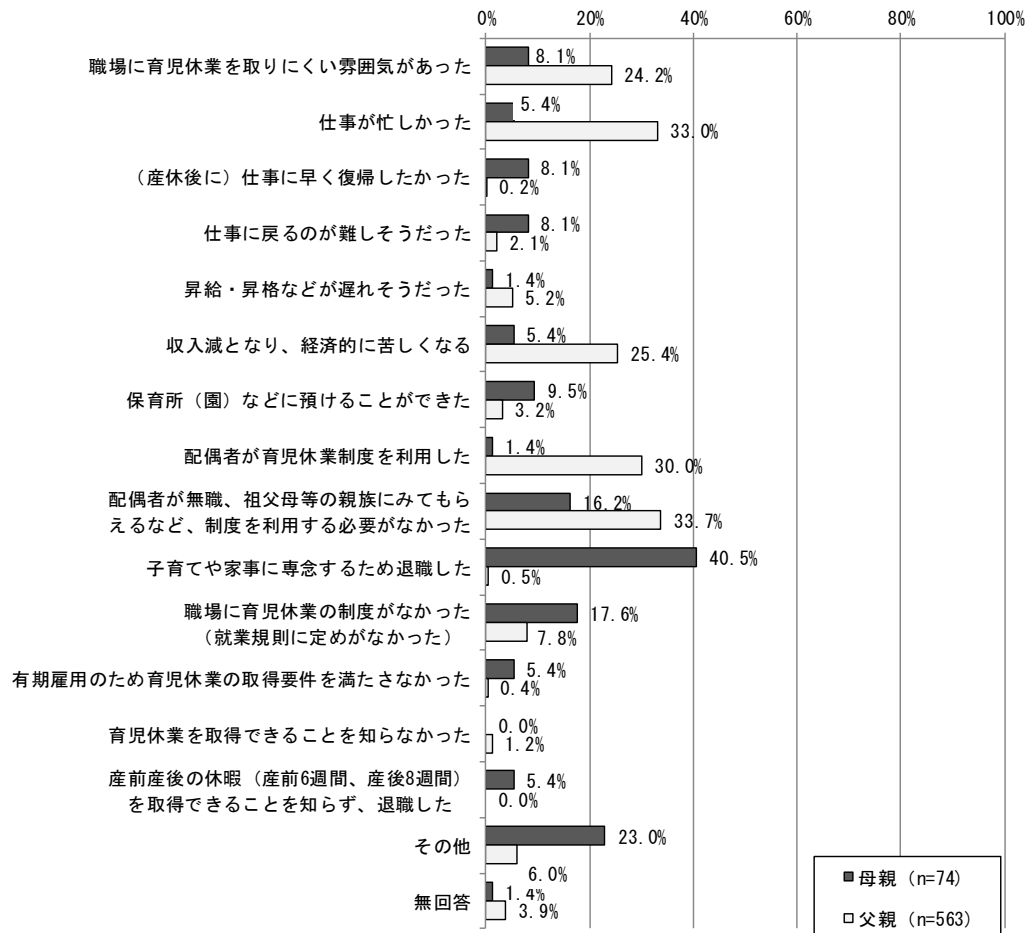
(5) 一時預かりの利用について

「利用していない」が8割を超えており、「幼稚園の預かり保育」が7.7%となっています。



(6) 育児休業を取得していない理由について

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が約4割と最も多く、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が約3割となっています。



4 第1期計画の状況

事業名	評価項目	実績				H31 年度目 標事業量	達成度
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		
通常保育事業							
待機児童を出さない 取り組み	保育利用 定員	定員 370 人	定員 370 人	定員 465 人	定員 465 人	定員 470 人	98.9%
家庭的保育事業	実施なし	－	－	－	－	－	－
一時的保育・ 特定保育事業	一時的保育 (保育施設 実施園数)	2 園 (延べ 296 人)	2 園 (延べ 145 人)	2 園 (延べ 231 人)	2 園 (延べ 261 人)	2 園	100.0%
夜間帯の保育サービス							
延長保育事業	実施園数	4 園	4 園	5 園	5 園	5 園	100.0%
夜間保育事業	実施なし	－	－	－	－	－	－
トワイライトステイ事 業	施設数	－	－	2 か所	2 か所 (延べ 2 人)	2 か所	100.0%
休日保育事業	実施なし	－	－	－	－	－	－
病児・病後児保育事業	実施園数	3 園 (延べ 155 人)	3 園 (延べ 124 人)	3 園 (延べ 259 人)	3 園 (延べ 148 人)	3 園	100.0%
放課後児童健全育成事業	定員	定員 200 人	定員 200 人	定員 200 人	定員 235 人	定員 270 人	87.0%
地域子育て支援拠点事業							
地域子育て支援センター事業 (週5 日開設)	施設数	1 か所 (延べ 6,921 人)	1 か所 (延べ 6,249 人)	1 か所 (延べ 5,272 人)	1 か所 (延べ 6,841 人)	1 か所 7,000 人	100.0%
地域子育てひろば事業 (週 7 日開設)	施設数	1 か所 (延べ 7,080 人)	1 か所 (延べ 7,193 人)	1 か所 (延べ 8,836 人)	1 か所 (延べ 6,751 人)	1 か所 7,000 人	100.0%
保育サポーター事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	延べ利用 人数	10 人	40 人	92 人	157 人	50 人	314.0%
ショートステイ事業	施設数	－	－	2 か所 2 人	2 か所 4 人	2 か所	100.0%

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

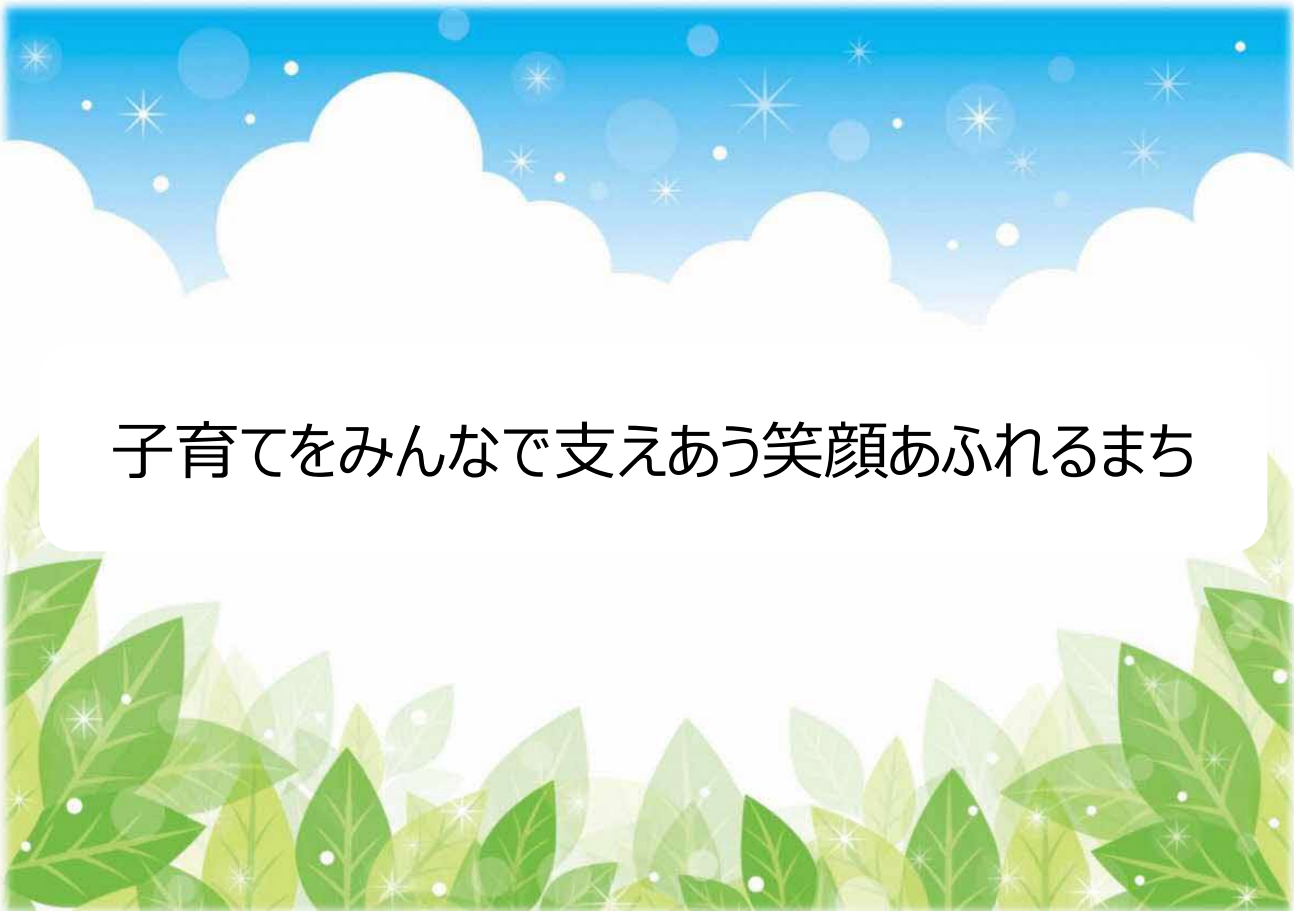
事業名	評価事項	実績			
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子どもガイドブックの発行	発行部数	－	－	－	2000 部 発行
高齢者とのふれあい事業	保育所・認定 こども園・小 学校で実施	継続	継続	継続	継続
妊婦健康診査事業	受診票利用率	80.0%	89.2%	91.4%	93.6%
妊産婦医療費助成事業	受給者証 発行率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
妊産婦・新生児訪問、 乳児家庭全戸訪問事業(こ んには赤ちゃん事業)	訪問件数	117 人	109 人	79 人	86 人
予防接種事業	四混接種率	89.2%	81.8%	94.0%	96.6%
ベビーマッサージ	実施回数	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
乳幼児健康診査相談事業	4 か月児健診 の未受診率	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
	3 歳児健診む し歯のない子 の割合	84.2%	89.2%	89.0%	93.2%
離乳食教室	参加率	94.2%	100.0%	90.4%	97.1%
フッ素塗布事業	参加人数	252 人	261 人	244 人	226 人
のびのび発達相談事業	個別相談 参加率	100.0%	84.6%	93.5%	74.2%
小児生活習慣病予防検診・ 事後指導	小・中学校で実施	継続	継続	継続	継続
不妊治療費助成事業	申請した人が 助成を受けら れる割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食育の推進	各機関で実施	継続	継続	継続	継続
こども医療費助成事業	受給者証 発行率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
児童虐待防止対策の充実	会議開催 回数	2 回	2 回	2 回	2 回
ひとり親医療費助成事業	受給者証 発行率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

事業名	評価事項	実績			
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童扶養手当 給付人数（12/31 基準）	受給者数	132 人	139 人	141 人	134 人
ことばの教室	実施回数	週 6 教室	週 6 教室	週 6 教室	週 6 教室
親子教室 （あひるクラブ）	開催回数	月 2～3 回	月 2～3 回	月 2～3 回	月 2～3 回
障害児保育事業	実施施設数	5 園	5 園	5 園	5 園
保育所民営化事業	実施なし	－	－	－	－
保育所建設事業	実施なし	－	－	－	－
男女共同参画事業	各関係機関で実施	継続	継続	継続	継続
学習指導助手配置事業	配置人数	10 人	10 人	10 人	10 人
学力向上推進事業		継続	継続	継続	継続
外国人英語講師・英語 指導講師配置事業	配置人数	A L T 2 人 J T E 1 人	A L T 3 人 J T E 1 人	A L T 4 人 J T E 1 人	A L T 4 人 J T E 1 人
中学生海外派遣事業	参加人数	生徒 16 人 教師 3 人	生徒 14 人 教師 3 人	－	－
教育相談員配置事業	配置人数	1 人	1 人	2 人	2 人
巡回相談事業	延べ回数	73 回	79 回	92 回	86 回
思春期教室	開催回数	9 回/年	9 回/年	9 回/年	9 回/年
英語活動	保育施設で実施	継続	継続	継続	継続
家庭教室学級	保育所・認定こ ども園・小、中 学校で実施	継続	継続	継続	継続
歩道整備事業	－	継続	継続	継続	継続
公園整備事業	－	随時	随時	随時	随時
交通安全教室	保育所・認定こ ども園・小学校 で実施	50 回	40 回	40 回	50 回
防犯安全対策事業	－	防犯灯 1,652 基 防犯診断 1 回	防犯灯 1,669 基 防犯診断 1 回	防犯灯 1,675 基 防犯診断 1 回	防犯灯 1,707 基 防犯診断 1 回
スクールガード リーダー配置事業	小・中学校学区 に配置	継続	継続	継続	継続

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



子育てをみんなで支えあう笑顔あふれるまち

近年、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、核家族化の進展に伴い子どもの育ちをめぐる環境は変化しています。

すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域全体で保護者に寄り添い、応援し、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支えていく環境を整えます。

また、妊娠・出産・子育ての窓口をワンストップ化し、一体的な支援体制を構築することにより、住民サービスの向上を図ります。さらに、特に援助が必要な家庭に対し、関係機関が連携し、きめ細かな支援ができるような体制を作っていきます。

本計画においては、第1期計画の基本的な考え方を継承するとともに、全ての子どもや親が安心して子育てができるよう、行政と町民が一体となって子ども及び子育て家庭を支援していきます。

2 計画の基本方針

基本方針1 安心できる楽しい子育て環境の整備

人びとの交流をとおして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支え、すべての家庭がゆとりと安心をもって子育てができるように温かい地域づくりを目指します。

基本方針2 働きながら子育てができる環境の整備

子育てと仕事の両立を実現するため、多様なサービスの充実を図るとともに、柔軟な働き方を選択できるように、事業主等に対し理解を深め、体制の整備や情報提供などを働きかけます。

基本方針3 親と子の学びと育ちを支援する環境の整備

子どもの正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図ることができる教育環境づくりを推進するとともに、親が子育てをとおして自らの成長も実感できるような家庭・地域の環境づくりを進めます。

基本方針4 子どもが安全に育つ環境の整備

公共施設や公共交通機関などにおける子育てバリアフリー化を進めるとともに、交通安全対策、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

3 計画の体系

基本理念

子育てをみんなで支えあう笑顔あふれるまち

基本方針 1

安心できる楽しい子育て環境の整備

基本施策

具体的施策

1 地域における子育て支援の充実

- ① 親子の居場所づくりの充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 世代間交流の推進
- ④ 経済的支援の充実

2 子どもと母親の健康の確保及び増進

- ① 子どもの健康支援
- ② 母親の健康支援

3 援助を要する家庭への支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭などの自立支援の推進
- ③ 発達に心配のある子どもへの支援

基本方針 2

働きながら子育てができる環境の整備

基本施策

具体的施策

4 保育サービスの充実

- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 認定こども園の整備

5 仕事と子育ての両立の推進

- ① 男女共同参画の理解促進
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針 3

親と子の学びと育ちを支援する環境の整備

基本施策

具体的施策

6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 魅力ある学校の推進
- ② 親になるための学習機会の提供
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑥ 多様な体験機会の充実

基本方針 4

子どもが安全に育つ環境の整備

基本施策

具体的施策

7 子どもを支援する生活環境の整備

- ① 安全な道路交通環境の整備
- ② 安心して遊び、生活することができる環境の整備

8 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進および環境の整備

第4章 量の見込みと提供体制、確保の方策

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育認定

1号認定は、3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2・3号認定は、就労などの理由で、家庭内保育ができない、保育所や認定こども園（保育部分）の利用者となり、3歳以上と3歳未満で区分されます。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定 (教育標準時間認定)		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園
			保育短時間	
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園・地域型保育事業
			保育短時間	

(2) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務づけられています。

利用者の視点に立ち、本町の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、第1期計画と同様に本町全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等を計画に位置付けることとします。

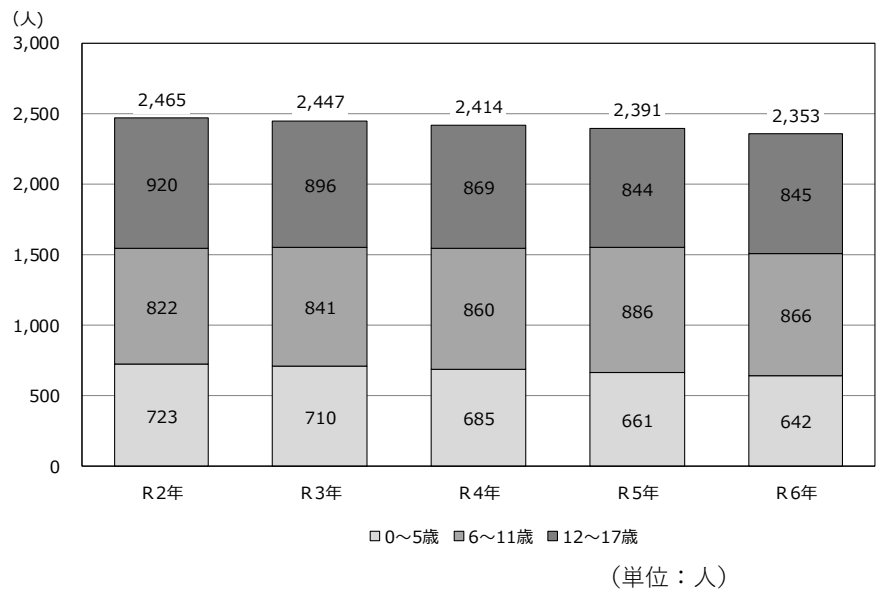
2 量の見込みについて

(1) 量の見込み

量の見込み（ニーズ量）は、アンケート調査の回答結果を基礎データとし、国から示されている「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づくことや、過去の実績を勘案して算出しています。

(2) 将来児童数推計

本町における 18 歳未満の将来の児童数をみると、令和 6 年には 2,353 人となると見込まれ、本計画期間である令和 2 年から令和 6 年までは、減少傾向で推移すると予想されます。

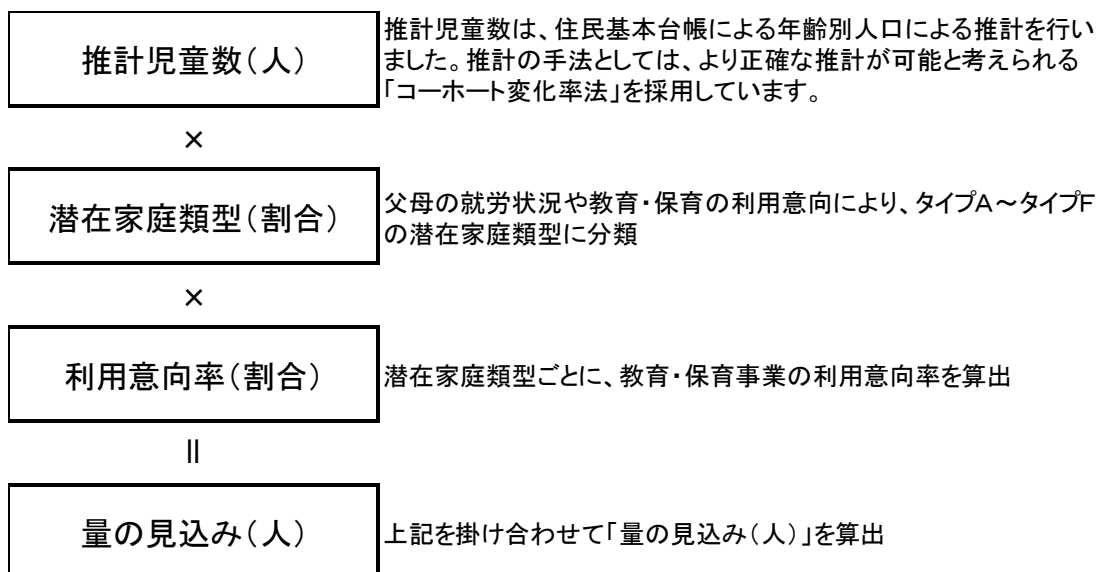


	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
0歳	93	91	89	87	82
1歳	104	100	98	96	94
2歳	116	113	109	107	105
3歳	134	125	121	117	115
4歳	140	136	127	123	119
5歳	136	145	141	131	127
6歳	140	137	146	142	132
7歳	133	146	143	152	148
8歳	158	133	146	143	152
9歳	126	162	136	150	147
10歳	136	126	162	136	150
11歳	129	137	127	163	137
12歳	145	129	137	127	163
13歳	152	146	130	138	128
14歳	163	152	146	130	138
15歳	151	161	150	144	128
16歳	160	148	158	147	141
17歳	149	160	148	158	147
合計	2,465	2,447	2,414	2,391	2,353

※コーホート変化率法を用いて推計（各年 4 月 1 日）

(3) 量の見込みの算出方法について

量の見込みの算出方法は以下の通りです。



(4) 潜在家庭類型

潜在家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」及び「将来の就労希望」を踏まえ算出しています。なお、家庭類型は国の基準に基づいた種類です。

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
タイプ B	フルタイム×フルタイム（夫婦共働き）
タイプ C	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）（夫婦のどちらかが働いている）
タイプ E	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

3 幼児期の教育・保育、地域における子育て支援の充実

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

②保育所（園）など（2号認定、3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

③保育所（園）など（3号認定、0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

【令和2年度】

（単位：人）

令和2年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
			教育希望が強い	左記以外		
①量の見込み		53	21	331	71	178
確保 方策	特定教育・ 保育施設	33	0	259	64	142
	広域利用	20	0	30	7	36
	幼稚園+ 預かり保育	0	0	42	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	21	0	0	0
②小計		53	21	331	71	178
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

第4章 量の見込みと提供体制、確保の方策

【令和3年度】

(単位：人)

令和3年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
			教育希望が強い	左記以外		
①量の見込み		53	21	328	69	172
確保 方策	特定教育・ 保育施設	33	0	259	64	142
	広域利用	20	0	27	5	30
	幼稚園+ 預かり保育	0	0	42	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	21	0	0	0
②小計		53	21	328	69	172
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【令和4年度】

(単位：人)

令和4年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
			教育希望が強い	左記以外		
①量の見込み		51	20	314	69	166
確保 方策	特定教育・ 保育施設	31	0	259	64	142
	広域利用	20	0	11	5	24
	幼稚園+ 預かり保育	0	0	44	0	0
	確認を受け ない幼稚園	0	20	0	0	0
②小計		51	20	314	69	166
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【令和5年度】

(単位：人)

令和5年度					
認定区分		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要
			教育希望が強い	左記以外	
①量の見込み		48	19	300	67
確保 方策	特定教育・ 保育施設	28	0	259	64
	広域利用	20	0	0	3
	幼稚園+ 預かり保育	0	0	47	0
	確認を受け ない幼稚園	0	19	0	0
②小計		48	19	306	67
過不足 (②-①)		0	0	6	0

【令和6年度】

(単位：人)

令和6年度					
認定区分		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要
			教育希望が強い	左記以外	
①量の見込み		47	18	292	64
確保 方策	特定教育・ 保育施設	27	0	259	64
	広域利用	20	0	0	0
	幼稚園+ 預かり保育	0	0	48	0
	確認を受け ない幼稚園	0	18	0	0
②小計		47	18	307	64
過不足 (②-①)		0	0	15	0

4 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町においては、母子保健型を実施しており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を構築し、事業の実施を図ります。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ人数）	649	631	614	601	582
確保方策	（延べ人数）	649	649	649	649
	（か所）	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ人数）	1,100	1,100	1,050	1,050	1,000
確保方策（延べ人数）	1,100	1,100	1,050	1,050	1,000

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	90	90	87	87	85
確保方策(人)	90	90	90	90	90

(5) 養育支援訪問事業/子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	15	15	15	15	15
確保方策(人)	20	20	20	20	20

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(延べ人数)	10	10	10	10	10
確保方策	(延べ人数)	10	10	10	10
	(か所)	2	2	2	2

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(延べ人数)	50	50	50	50	50
確保方策(延べ人数)	50	50	50	50	50

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ人数）	1号による利用	363	360	345	328	320
	2号による利用	5,329	5,329	5,086	4,822	4,822
確保方策（延べ人数）	在園児対象型	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

②【幼稚園以外の一時預かり】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ人数）		4,168	4,072	3,935	3,820	3,684
確保方策（延べ人数）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	5	5	5	5	5
確保方策（か所）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	2	2	2	2	2
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	2	2	2	2	2

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）		138	137	131	127	124
確保方策	（人）	138	137	131	127	124
	（か所）	5	5	5	5	5

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ人数）		906	891	857	829	803
確保方策（延べ人数）	病児保育事業	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
確保方策（か所）	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	1	1	1	1	1
	非施設型	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休み等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み （人）	低学年	227	220	230	230	228
	高学年	147	160	160	169	164
確保方策	（人）	235	235	285	285	285
	（か所）	3	3	3	3	3

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言等の支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、私立保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

（４）教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

（５）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策

①認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

町は、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。



第5章 施策の展開

基本方針1 安心できる楽しい子育て環境の整備

基本施策1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化の進展などに伴い、隣近所との関わりが薄れているなどの理由から、育児への負担や不安を感じる人が増えていることや、子どもの育ちにとって他者との交流を図ることや様々な経験を培っていくことは大切な財産となります。

このため、子育て家庭同士の交流の場を提供することや、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた様々なサービスの充実を図っていく必要があります。

具体的施策

①親子の居場所づくりの充実

- ・ 地域子育て支援センター事業
- ・ 地域子育てひろば事業

②情報提供体制の充実

- ・ 子育てガイドブックの発行

③世代間交流の推進

- ・ 高齢者とのふれあい事業

④経済的支援の充実

- ・ (新) 出産祝金
- ・ (新) チャイルドシート購入費助成

①親子の居場所づくりの充実

事業名	地域子育て支援センター事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	親子への居場所の提供と交流促進、相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て講座の開催、子育てサークルの支援を行う。				
対象	子育て世代親子				
30 年度実績	年間延べ利用人数 6,841 人				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人

事業名	地域子育てひろば事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	親子が気軽に集い、交流することのできる場の提供と、相談、援助、地域の子育て関連情報の提供を行う。				
対象	子育て世代親子				
30 年度実績	延べ利用人数 6,751 人				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人	年間延べ 利用人数 7,000 人

②情報提供体制の充実

事業名	子育てガイドブックの発行				
担当課	子育て支援課				
事業概要	各関係機関の子育て関連情報を集約したガイドブックを編集し、発行する。				
対象	子育て世代				
30 年度実績	芳賀町子育てガイドブック発行 2,000 部				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	芳賀町子育てガイドブック改訂版 発行 2,000 部	—	芳賀町子育てガイドブック改訂版 発行 2,000 部	—	芳賀町子育てガイドブック改訂版 発行 2,000 部

③世代間交流の推進

事業名	高齢者とのふれあい事業
担当課	学校教育課・子育て支援課
事業概要	小学生と高齢者、園児と高齢者とが昔遊びなどの伝承や子どもたちの日頃の学習発表をとおして、相互理解を深め、情操豊かな子どもの育成を目指す。
対象	園児、小学生と保護者
30年度実績	各地区シニアクラブと保育所児との交流会（ミニお遊戯会、ミニ運動会）実施。

④経済的支援の充実

事業名	（新）出産祝金				
担当課	子育て支援課				
事業概要	次代の社会を担う子どもの出生を祝うとともに健やかな成長を願い、出産祝金を支給する。				
対象	出生児の父母（住所要件等あり）				
30年度実績	支給件数 99 件				
事業計画	妊娠・出生届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	100 人	95 人	95 人	95 人	95 人

事業名	（新）チャイルドシート購入費助成				
担当課	子育て支援課				
事業概要	子育て世代の負担の軽減を図り、かつ、乳幼児の交通事故による被害を軽減するために、チャイルドシートを購入する者に対し、補助金を交付する。				
対象	6 歳未満の乳幼児の保護者（住所要件等あり）				
30年度実績	助成件数 57 件				
事業計画	妊娠・出生届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	60 人	57 人	57 人	57 人	57 人

基本施策2 子どもと母親の健康の確保及び増進

【現状と課題】

現在、少子高齢化や核家族化の進展、女性の就労率・離婚率の上昇などの諸要因により、子どもを産み育てる環境が変化しています。そのため、育児に対する不安や親と子の心の関係、ひとり親世帯の増加などの様々な諸問題が生じています。

これらの問題に対処するため、妊婦の年齢や状況に応じた支援をしていくのはもとより、妊娠・出産・子育て期の養育環境をきめ細かく把握し、家庭環境や子どもの発達に応じて対応し、子育て家庭が育児に喜びを感じられるように支援を進めていくことが重要です。

具体的施策

①子どもの健康支援

- ・ 新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 予防接種事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 離乳食教室
- ・ フッ素塗布事業
- ・ のびのび発達相談事業
- ・ 小児生活習慣病予防検診・事後指導
- ・ （新）新生児聴覚検査費用一部助成
- ・ こども医療費助成事業

②母親の健康支援

- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ （新）産前・産後サポート事業
- ・ 妊産婦医療費助成事業
- ・ ベビーマッサージ事業
- ・ 不妊治療費助成事業
- ・ 母子手帳交付時保健指導・妊婦健康相談
- ・ （新）産婦健康診査事業
- ・ （新）産後ケア事業

第5章 施策の展開

①子どもの健康支援

事業名	新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）				
担当課	子育て支援課				
事業概要	異常・疾病などの発生予防および早期発見に努め、母子の健康管理を図る。また、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談や子育て支援に関する情報提供を行う。				
対象	4ヵ月までの乳児とその保護者				
30年度実績	生後1ヵ月までの実施率 35.0%				
事業計画	助産師・保健師が訪問。里帰り出産時については、訪問依頼をする。訪問拒否が無いよう、出産届時に良く説明する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	40.0%	40.0%	42.5%	42.5%	45.0%

事業名	予防接種事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	ワクチンを接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）をつくり、感染症の予防をする。				
対象	2ヵ月から19歳の各種予防接種の対象年齢児				
30年度実績	MR1期接種率 93.0%				
事業計画	出生届・乳幼児健診時また個別通知等で接種勧奨を行う。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	94.0%	94.0%	95.0%	95.0%	96.0%

事業名	乳幼児健康診査				
担当課	子育て支援課				
事業概要	乳幼児の発育・発達状況の確認と診察を行い、適切な保健指導、栄養指導、育児相談を実施し、子育ての支援をする。				
対象	4ヵ月・10ヵ月・1歳6ヵ月・2歳6ヵ月・3歳の乳幼児とその保護者				
30年度実績	3歳児健診受診率 95.2%、3歳児健診虫歯のない子の割合 93.2%				
事業計画	受診率の向上を図る。また未受診者の全数把握をしていく。				
3歳児健診受診率	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	96.0%	96.0%	97.0%	97.0%	98.0%
3歳児健診虫歯のない子の割合	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	94.0%	94.0%	94.0%	95.0%	95.0%

事業名	離乳食教室				
担当課	子育て支援課				
事業概要	子どもの健やかな成長と正しい食習慣形成のために、離乳食についての正しい知識の提供および成長段階に応じた離乳食の実演をとおして、幼児食へとスムーズに移行できるようにする。				
対象	6ヵ月の乳児とその保護者				
30年度実績	参加率 97.1%				
事業計画	個別通知を送り、受診率の向上を図る。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	フッ素塗布事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	歯科検診により、う歯や口腔内の異常などの早期発見とフッ素塗布により、う歯になりにくい歯をつくる。また、歯磨き指導により、う歯予防の生活習慣を身につける。				
対象	幼児及び学童				
30年度実績	参加人数 226 人				
事業計画	学校・保育所・幼稚園・認定こども園との連携を図り、またホームページや広報などを通じて、周知参加勧奨していく。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	230 人	230 人	240 人	240 人	250 人

事業名	のびのび発達相談事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	3歳児健診までに発見されにくい高機能自閉症などの発達障がい児を、就学までの早い時期に発見するとともに、適切な療育の提供や保護者の障がい受容のための支援を行う。				
対象	5歳児と保護者				
30年度実績	個別相談参加率 74.2%				
事業計画	保育所・幼稚園・認定こども園との連携を密にし、個別相談参加率を向上させる。また未参加者及び、経過観察者のフォローを徹底する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%	90.0%

第5章 施策の展開

事業名	小児生活習慣病予防検診・事後指導				
担当課	学校教育課、小・中学校、子育て支援課				
事業概要	健診をととして小児期から自分の身体に関心を持ち、良い生活習慣を身に付けることで、生活習慣病を予防する。また、健診の事後指導として食事・運動・生活全般の指導を行う。				
対象	検診 小学5年 中学2年 事後指導 検診で要指導となった児童・生徒とその保護者				
30年度実績	肥満者の割合 小学5年 男子：11.8% 女子：10.0% 中学2年 中学生男子：11.5% 中学生女子：7.6%				
事業計画	肥満の改善を図る。				
小学5年	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	男子：11.0%	男子：11.0%	男子：11.0%	男子：10.0%	男子：10.0%
	女子：9.0%	女子：9.0%	女子：9.0%	女子：8.0%	女子：8.0%
中学2年	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	男子：11.0%	男子：11.0%	男子：11.0%	男子：10.0%	男子：10.0%
	女子：7.0%	女子：7.0%	女子：7.0%	女子：6.0%	女子：6.0%

事業名	(新) 新生児聴覚検査費用一部助成				
担当課	子育て支援課				
事業概要	新生児聴覚検査に要する費用を一部助成することにより、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図る。				
対象	新生児				
30年度実績	受診率 100.0%				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	こども医療費助成事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	この事業は、子ども(0歳から18歳に達する年の年度末まで)の保護者に対し、子どもが受けた、保険診療が適用された医療費の自己負担分を町が助成する。平成31年4月から県内の医療機関を受診した際、窓口での支払いが不要となる現物給付の年齢を未就学児から中学生まで拡大した。				
対象	0歳～18歳に達する年の年度末までの子ども				
30年度実績	助成総額：57,576,029円 受給者証発行率：100.0%				
事業計画	出生時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、周知する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②母親の健康支援

事業名	妊婦健康診査事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	妊婦が適切に健診を受け、健やかに出産できるように、妊婦健康診査受診票を14回分交付し、健診費用を助成する。また妊婦経過、合併症などについて把握し、医師の指示のもとに保健指導を実施する。				
対象	妊婦				
30年度実績	受診票利用率 90.3%				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	91.0%	91.0%	92.0%	92.0%	93.0%

事業名	(新)産前・産後サポート事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	妊娠後期(妊娠28週以降)の妊婦と産後2週間程度の産婦全数に電話又は訪問等で母子の健康状態等の確認及び助言指導等を実施する。				
対象	妊産婦				
30年度実績	相談実施率 98.7%				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第5章 施策の展開

事業名	妊産婦医療費助成事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	妊婦の届出をした月の初日から、出産した月の翌月末日までの期間、妊娠の届出をした人が受けた病気やけがなどの診療のうち、保険診療が適用された医療費の自己負担分を町が助成する。また、届出をした月以前の診療が、その妊娠によるものと認められる場合も助成する。				
対象	妊産婦				
30 年度実績	助成総額：3,952,550 円 受給者証発行率：100.0%				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、周知する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	ベビーマッサージ事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	ベビーマッサージの効果と方法を学ぶ。助産師による育児相談と参加者同士の情報交換により、育児不安やストレス解消を図る。				
対象	3～7 ヶ月の乳児とその保護者				
30 年度実績	参加者数（延） 108 組				
事業計画	子育て支援センターと連携を図っていく。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	110 組	110 組	110 組	120 組	120 組

事業名	不妊治療費助成事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	医療保険適用外の不妊治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成する。				
対象	不妊に悩む夫婦				
30 年度実績	町民の制度認知度（NSI 値） 9.4%				
事業計画	広報、ホームページなどにより、助成制度の周知をはかり、不妊に悩む夫婦が、タイムリーにこの制度が利用できるようにする。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	10.0%	10.0%	10.0%	12.0%	15.0%

事業名	母子手帳交付時保健指導・妊婦健康相談				
担当課	子育て支援課				
事業概要	母子手帳交付時および保健センターの健康相談において、妊娠期に必要な保健指導や妊婦の不安軽減のため悩みの傾聴や必要な助言を行う。				
対象	妊婦				
30 年度実績	妊娠・出産について満足している者の割合 90.1%				
事業計画	母子手帳交付時は全数保健師等専門職が面接を実施し、妊婦に必要な保健指導や相談を行う。（特に、喫煙・飲酒・食生活に関して）				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	91.0%	91.0%	92.0%	92.0%	92.0%

事業名	(新) 産婦健康診査事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1ヶ月など出産後まもない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成する事により、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。				
対象	産婦				
30 年度実績	受診率 100.0%				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	(新) 産後ケア事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	産後4か月未満の母子を対象に、心身の不調、育児不安、家族から十分な家事、育児等の援助が受けられない方等を対象に、宿泊・デイサービス・訪問において支援を実施する。				
対象	産後4ヵ月未満の母子				
30 年度実績	実施件数 4 件				
事業計画	妊娠届時に制度について個別説明する。子育てガイドブックに掲載し、紹介する。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	5 件	5 件	7 件	7 件	10 件

基本施策3 援助を要する家庭への支援

【現状と課題】

近年、子どもの貧困や虐待、ひとり親家庭の増加等、様々な問題が浮き彫りになってきており、それらに係る相談等も増加しています。このため、ひとり親家庭等の自立、児童虐待防止、発達に心配のある子ども及びその家族の支援など、複雑多岐にわたる生活課題について支援を充実し、関係機関が包括的に連携していけるような体制整備が必要です。

具体的施策

①児童虐待防止対策の充実

- ・（新）子ども家庭総合支援拠点事業
- ・ 要保護児童対策事業
- ・ 養育支援訪問事業（（新）子育て支援ヘルパー派遣事業を含む）
- ・ 子どもの居場所づくり事業

②ひとり親家庭などの自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭医療費助成事業
- ・ 児童扶養手当

③発達に心配のある子どもへの支援

- ・ ことばの教室
- ・ 親子教室（あひるクラブ）

①児童虐待防止対策の充実

事業名	(新) 子ども家庭総合支援拠点事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	次の4つの機能が求められる。1つ目の機能は、子ども家庭支援業務（実情の把握・情報提供・相談などへの対応・総合調整）がある。2つ目の機能は、要支援児童及び要保護児童など並びに特定妊婦などの支援業務（相談や通告の受付・受理会議・調査・アセスメント・支援計画の作成など・支援及び指導など・児童記録表の作成・支援の終結）がある。3つ目の機能は、関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会の活用・児童相談所との連携や協働・他の関係機関との連携）があり、4つ目として、その他の必要な支援（里親などの支援）がある。				
対象	18歳以下の子どもとその家庭及び妊産婦				
30年度実績	令和2年度より実施				
事業計画	支援拠点として機能するよう運営の立ち上げを行い、安定運営に努める。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	児童家庭相談 件数 65件	児童家庭相談 件数 65件	児童家庭相談 件数 65件	児童家庭相談 件数 65件	児童家庭相談 件数 65件

事業名	要保護児童対策事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、要支援児童およびその保護者、支援の必要な妊婦の早期発見・適切な保護・支援を図る。協議会を設置し、地域の関係機関が情報共有、支援内容検討、支援体制について協議する。協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の3層からなる。				
対象	要保護児童及び要支援児童とその保護者支援の必要な妊婦				
30年度実績	34件				
事業計画	適切な支援ができるように、関係者の連携を強化し、タイムリーな会議の開催及び対応に努める。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	進行管理 ケース 35件	進行管理 ケース 35件	進行管理 ケース 35件	進行管理 ケース 35件	進行管理 ケース 35件

第5章 施策の展開

事業名	養育支援訪問事業（（新）子育て支援ヘルパー派遣事業を含む）				
担当課	子育て支援課				
事業概要	新生児訪問や医療機関等から情報提供のあった、養育を支援することが特に必要な保護者もしくは児童に対し、保健師等が相談・指導・助言その他必要な支援を行う。また、家事等が困難な養育支援家庭に子育て支援ヘルパーを派遣する。				
対象	養育支援家庭				
30 年度実績	養育支援訪問件数 5 件 延べ 11 件				
事業計画	関係機関と連携を取りながら、必要な支援を行っていく。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	延べ 15 件	延べ 15 件	延べ 15 件	延べ 15 件	延べ 15 件

事業名	子どもの居場所づくり事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	子どもやその保護者が家庭及び学校以外の第3の居場所で、個別性の高い心地よい体験をし、健全な育成に繋がることを目的としています。また、地域の協力者が主体的に活動できるよう支援し、地域内における社会参画の機会を創出することで、地域の活性化に寄与することも併せて目的とする。 地域の公民館や神社の社務所等を会場に、親子やボランティアと一緒に食事をしたり、昔遊びをする等、なごやかに過ごしている。				
対象	18 歳以下の子どもとその親				
30 年度実績	11 回 延べ 239 人参加				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	20 回 延べ 360 人	22 回 延べ 396 人	24 回 延べ 432 人	26 回 延べ 468 人	28 回 延べ 504 人

②ひとり親家庭などの自立支援の推進

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	子ども（0歳から18歳に達する年の年度末まで）がいるひとり親家庭（父親・母親のいずれか又は両親のいない家庭など）の親（又は養育者）と子に対し、保険診療が適応された医療費の自己負担分を町が助成する。（児童扶養手当と連動した所得制限あり）中学生以下の子どもはこども医療費助成制度での助成が優先される。				
対象	ひとり親家庭の親（又は養育者）と子（高校生）				
30年度実績	助成総額：6,091,749円 受給者証発行率：100.0%				
事業計画	助成制度について、子育てガイドブックや児童手当手続き時に説明する。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業名	児童扶養手当				
担当課	子育て支援課				
事業概要	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する年の年度末まで（政令に定める程度の障害を有する場合は20歳未満））を養育しているひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給される手当。（所得制限あり）				
対象	児童（18歳に達する年の年度末まで（場合により20歳未満））を養育しているひとり親家庭の父、母、又は養育者				
30年度実績	対象者の申請・認定率 100.0%				
事業計画	受給に関する手続きを円滑に行うとともに、職業訓練の案内や学費の貸付などについて、関係機関につないでいく。				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第5章 施策の展開

③発達に心配のある子どもへの支援

事業名	ことばの教室				
担当課	子育て支援課				
事業概要	発達に心配のある幼児への個別訓練・指導および保護者への支援を行う。				
対象	乳幼児健診や保護者からの相談により対象となる幼児とその保護者				
30 年度実績	参加実人数 42 人				
事業計画	個別指導により、児の本来持つ発達の基礎となる成長を促すとともに、保護者の児への適切な関わりを促す。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

事業名	親子教室（あひるクラブ）				
担当課	子育て支援課				
事業概要	関わり不足や育児不安のある親子に対し、小集団による友人づくりや相談機会を提供し、より良い親子関係の構築を図るとともに子どもの健全な育成を支援する。				
対象	乳幼児健診や相談の結果などから小集団の育児支援教室が必要となった親子				
30 年度実績	開催回数 月 2～3 回				
事業計画	子育て支援センターと連携しながらすすめていく。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	月 2～3 回	月 2～3 回	月 3 回	月 3 回	月 4 回

基本方針2 働きながら子育てができる環境の整備

基本施策4 保育サービスの充実

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが健やかに育つことを目的とし、様々な事業を推進し、子どもを持つ家庭が地域の支え合いを感じながら、子育てができるよう体制を整備していく必要があります。

また、事業の概要や内容を町民に周知させていくことはもとより、子育て家庭が多様な選択肢の中から、その家庭に合った利用しやすいサービスの提供を図り、質の向上に取り組んでいくことが重要です。

具体的施策

①多様な保育サービスの充実

- ・待機児童を出さない取り組み
- ・延長保育事業
- ・一時的保育・特定保育事業
- ・障がい児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成（学童保育）事業
- ・放課後こども教室
- ・夜間保育事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ・家庭的保育事業

②認定こども園の整備

- ・認定こども園整備事業

第5章 施策の展開

①多様な保育サービスの充実

事業名	待機児童を出さない取り組み				
担当課	子育て支援課				
事業概要	待機児童を出さないよう、保育所の定員数の弾力化などによる入園児の増加を図る。				
対象	保育を必要とする未就学児				
30 年度実績	利用定員 465 名				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	利用定員 465 名 (待機児童 数 0 人)	利用定員 465 名 (待機児童 数 0 人)	利用定員 465 名 (待機児童 数 0 人)	利用定員 465 名 (待機児童 数 0 人)	利用定員 465 名 (待機児童 数 0 人)

事業名	延長保育事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間（8：30～17：00）を超えた保育を行う。利用者の要望に応じて、最長 7：00～19：00 の延長保育を実施する。				
対象	保育を必要とする未就学児				
30 年度実績	5 園で実施				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%	5 園で実施 実施率 100.0%

事業名	一時的保育・特定保育事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	専業主婦の育児疲れの解消または、保護者が週 3 日以下のパート労働や定期的な看護や介護のため児童を保育できない場合、祖母井保育所・みずはし保育所において一時的な保育を行い、家庭を中心とした子育て支援を行う。				
対象	未就学児				
30 年度実績	2 園で実施				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	2 園で実施	2 園で実施	2 園で実施	2 園で実施	2 園で実施

事業名	障がい児保育事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	障がい児をもつ保護者の子育てを支援するため、心身に軽度の障がいをもつ、保育所において集団生活が可能な児童の保育を行う。				
対象	保育を必要とする障害児				
30 年度実績	5 園で実施				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	5 園で実施	5 園で実施	5 園で実施	5 園で実施	5 園で実施

事業名	ファミリー・サポート・センター事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	提供会員養成講習会修了者が中心となり、園の送迎、帰宅後の保育、一時預かりなどを行う。				
対象	子育て世代				
30 年度実績	92 名				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	病児・病後児保育事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	通常どおり保育所を利用できない病気回復期の児童を、適切な処遇が確保される保育施設において一時的に保育を実施する。病児保育については、平成 27 年度から広域で実施している。				
対象	病気回復期の児童				
30 年度実績	3 園で実施				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	放課後児童健全育成（学童保育）事業				
担当課	子育て支援課				
事業概要	保護者が労働・疾病その他やむを得ない事情により、授業の終了後または長期休暇中、家庭での保育が困難な場合、適切な生活の場を提供する。				
対象	保育を必要とする小学生				
30 年度実績	定員 235 名				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	235 名	235 名	285 名	285 名	285 名

第5章 施策の展開

事業名	放課後こども教室
担当課	生涯学習課、学校教育課、子育て支援課
事業概要	公民館等の公共施設で地域の方々の参画を得て、子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通じ、子どもの健全育成と地域の教育力の向上を図る。 また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施について検討する。 さらに、庁内関係部局が連携し、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、放課後子ども総合プランについて推進を図る。
対象	子ども
30年度実績	実施なし
事業計画	町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。

事業名	夜間保育事業
担当課	子育て支援課
事業概要	夜間に保護者が就労等の事情により、家庭において子どもの保育が困難な場合、保護者に代わって保育を行う。
対象	夜間に保育を必要とする未就学児
30年度実績	実施なし
事業計画	町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）				
担当課	子育て支援課				
事業概要	保護者が病気、出産、家族の看護、事故、災害などの理由により、一時的に家庭で児童を養育することが困難になったとき、家庭に代わり宿泊を伴う養育を行う。				
対象	子ども				
30年度実績	2名				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	家庭的保育事業
担当課	子育て支援課
事業概要	認可を受けた保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の保育で、少人数、異年齢の子どもたちを対象にきめ細かな対応の保育を行う。
対象	0～2 歳児
30 年度実績	実施なし
事業計画	町内における現状や体制整備の状況を踏まえて、事業の実施を検討。

②認定こども園の整備

事業名	認定こども園整備事業
担当課	子育て支援課
事業概要	小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきた。子ども・子育て新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を町の実情に応じて図っていく。
実績	H29 年までに 2 園設置



基本施策5 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、母親の就労状況は、フルタイム、パートタイムで就労が約6割、就労していない人は約2割となっています。

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、今後、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や町民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択していけるよう広報、情報提供などに取り組んでいくことや、各主体が一体となって包括的に体制を構築していく必要があります。

具体的施策
①男女共同参画の理解促進
・ 男女共同参画についての広報・啓発活動の推進
・ 家庭生活における男女共同参画の推進
②ワーク・ライフ・バランスの推進
・ 介護支援対策の推進
・ 家庭と仕事・地域活動との両立しやすい環境づくり

①男女共同参画の理解促進

事業名	男女共同参画についての広報・啓発活動の推進
担当課	生涯学習課・住民課・商工観光課
事業概要	各種媒体を用いて男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画に関する制度や情報を収集し、提供していく。
対象	町民・事業主
30年度実績	町広報紙・芳賀チャンネル等による情報提供、男女共同参画週間（6/23～6/29）、人権週間（12/4～12/10）、男女雇用機会均等月間（6月）などに、啓発活動実施。

事業名	家庭生活における男女共同参画の推進
担当課	生涯学習課・子育て支援課・こども園・保育所・小中学校
事業概要	男女がともに家庭生活に携われるよう、講座や家庭教育学級を通じた啓発活動を推進する。
対象	町民
30年度実績	・認定こども園、保育所、小中学校による家庭教育学級実施 ・父子健康手帳を配布

②ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	介護支援対策の推進
担当課	健康福祉課
事業概要	介護が必要な人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの提供と制度の周知に努めるとともに、介護を行う家族への支援を行う。
対象	町民

事業名	家庭と仕事・地域活動との両立しやすい環境づくり
担当課	全課
事業概要	あらゆる職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりが重要であることから、行政が率先してその姿勢を示すことで、町全体のワーク・ライフ・バランス推進の気運を高める。
対象	町民・事業主・町職員
30年度実績	・町職員のノー残業デーの推進、定時退庁の促進 ・町男性職員の育児休業取得推進

基本方針3 親と子の学びと育ちを支援する環境の整備

基本施策6 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状と課題】

幼児期は健康的な身体づくり、言語能力、基本的な生活習慣、人間形成の基礎や社会性などを身に付け、子どもの心身が急速に成長する時期です。

子どもの自主性や豊かな心の育成や、健やかな身体の育成は、子どもが主体的にかかわる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが生きる力を身につけるために、学校等における教育環境の整備を推進し、町全体で支えていく仕組みづくりが重要です。

具体的施策

①魅力ある学校の推進

- ・ 学習指導助手配置事業
- ・ 学力向上推進事業
- ・ 体力向上推進事業
- ・ 外国人英語講師・英語指導講師配置事業
- ・ 教育相談員配置事業
- ・ 巡回相談事業

②親になるための学習機会の提供

- ・ 保育体験

③思春期保健対策の充実

- ・ 思春期教室

④幼児教育の充実

- ・ 英語活動

⑤家庭や地域の教育力の向上

- ・ 家庭教育学級

⑥多様な体験機会の充実

①魅力ある学校の推進

事業名	学習指導助手配置事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	児童・生徒一人ひとりの学習の状況と個に応じた基礎的・基本的な内容の定着を図り、学力を向上させるため学習指導助手を配置する。				
対象	児童・生徒				
30年度実績	10人				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	11人	11人	12人	12人	12人

事業名	学力向上推進事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	観点別到達度学力テストを行い、児童・生徒一人ひとりの学力の実態や課題を把握する。				
対象	小学1～6年生、中学1年生				
30年度実績	継続				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	体力向上推進事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	新体力テスト、全国体力・運動能力・運動習慣等調査、幼児の運動能力測定の実施・分析から課題を見出し、各学校・園で改善に取り組む。 インストラクター、学生支援員、マスターズボランティアから、体力づくり、運動遊び等の指導を受ける。				
対象	幼稚園児・保育園児・小学生・中学生				
30年度実績	継続				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	継続	継続	継続	継続	継続

第5章 施策の展開

事業名	外国人英語講師・英語指導講師配置事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	外国人英語講師・英語指導講師を配置し、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーション態度の育成を図る。				
対象	児童・生徒				
30 年度実績	A L T 4 人、J T E 1 人				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	A L T 4 人、 J T E 1 人	A L T 4 人、 J T E 1 人	A L T 4 人、 J T E 1 人	A L T 4 人、 J T E 1 人	A L T 4 人、 J T E 1 人

事業名	教育相談員配置事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	小学校に教育相談員を派遣し、いじめや不登校の悩みを抱えている児童と保護者、教職員の相談に応じるとともに、支援体制の充実を図る。				
対象	小中学生保護者				
30 年度実績	教育相談員 2 人				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人

事業名	巡回相談事業				
担当課	学校教育課（こども支援委員会）				
事業概要	特別な支援を要する子どものより良い発達のために、症状の発見後、状況に応じた支援を行う。臨床心理士、専門教諭が学校、保育所、幼稚園などを訪問し、児童と保護者に対する継続的な相談、指導を行うとともに、就学先の決定にもつなげていく。				
対象	未就学児・小学生保護者				
30 年度実績	年間 86 回				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	90 回	90 回	90 回	90 回	90 回

②親になるための学習機会の提供

事業名	保育体験				
担当課	生涯学習課				
事業概要	乳幼児とふれあい、交流することで、生命の大切さを学ぶ。ジュニアリーダーズクラブ（高校生のボランティア団体）、サマースクール（小学生の体験活動）で実施する。				
対象	小学生～高校生				
30 年度実績	認定こども園、保育所で実施。32 名の参加				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

③思春期保健対策の充実

事業名	思春期教室				
担当課	子育て支援課、小・中学校				
事業概要	思春期にある男女の違いを学び、自分を好きになり、相手を尊重することの大切さに気づく。 生命の誕生について理解し、生命の大切さを学ぶ。また、性について学び、性の自己決定能力を付ける一助とし、人生観や望ましい人間関係をつくる基礎とする。				
対象	小学 6 年生、中学生				
30 年度実績	生まれてきて良かったと思う生徒の割合 中学 1 年：54.4% 中学 2 年：67.4% 中学 3 年：62.4%				
事業計画	学校との連携を図り、各学年に応じた内容を検討していく。				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	中学 1 年：	中学 1 年：	中学 1 年：	中学 1 年：	中学 1 年：
	60.0%	60.0%	60.0%	65.0%	65.0%
	中学 2 年：	中学 2 年：	中学 2 年：	中学 2 年	中学 2 年
	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
	中学 3 年：	中学 3 年：	中学 3 年：	中学 3 年：	中学 3 年：
	65.0%	65.0%	65.0%	70.0%	70.0%

第5章 施策の展開

④幼児教育の充実

事業名	英語活動				
担当課	学校教育課				
事業概要	英語の音楽やゲームなどをおして外国文化に親しむ。				
対象	園児				
30年度実績	保育所・認定こども園で実施				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

⑤家庭や地域の教育力の向上

事業名	家庭教育学級				
担当課	生涯学習課				
事業概要	家庭教育の重要性や親の役割など、子育てに関する学習機会を提供し、家庭における教育力の向上を図る。				
対象	保護者				
30年度実績	各小中学校、幼稚園・保育所・認定こども園にてそれぞれに活動を実施。				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

⑥多様な体験機会の充実

担当課	生涯学習課、子育て支援課				
事業概要	子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性をはぐくんでいくため、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供する。				
対象	子ども、保護者				
30年度実績	分館事業、ジュニアリーダースクラブ、冒険あそび場 他				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

基本方針4 子どもが安全に育つ環境の整備

基本施策7 子どもを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

子どものみならず、町民全員が安心して暮らしていけるまちづくりを推進していくためには、道路や標識、公園、住居、設備等の環境整備が重要です。

また、公共施設や公共交通機関などにおける子育てバリアフリー化を進めるとともに、交通安全対策、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進していく必要があります。

具体的施策
①安全な道路交通環境の整備 ・歩道整備事業 ②安心して遊び、生活することができる環境の整備 ・公園整備事業

第5章 施策の展開

①安全な道路交通環境の整備

事業名	歩道整備事業
担当課	建設課
事業概要	歩道を設置し、歩行者・自転車の安全な通行を確保する。
対象	町民
30年度実績	継続
事業計画	「通学路合同点検」及び「交通安全対策検討委員会」等で挙げられた箇所などで歩道設置の必要性を検討していく。

②安心して遊び、生活することができる環境の整備

事業名	公園整備事業
担当課	都市計画課、環境対策課、建設課、農政課
事業概要	利用者が有効活用できるよう、施設の改修・設備の充実を図る。
対象	児童・生徒
30年度実績	常の維持管理（清掃等）は環境対策課で実施。農政課では、修繕等を担当しているが、実績はなし。
事業計画	利用者が安全に楽しめるように、施設の管理を行う。※通常の維持管理は、環境対策課が実施。

基本施策8 子どもの安全の確保

【現状と課題】

未来を担う子どもたちが、日常生活の中で交通安全のルールを学ぶことや、防犯意識を身に付けていくことは成長の過程において重要なことです。

子どもたちの安全を確保するため、交通安全に対する普及・啓発を行い、意識を醸成していくことや、防犯対策の取り組みを推進し、犯罪の予防と抑止を図っていくことが必要です。

具体的施策
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
・交通安全教室
・通学路安全合同点検
②子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進および環境の整備
・防犯安全対策事業
・スクールガードリーダー配置事業

第5章 施策の展開

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	交通安全教室				
担当課	総務課				
事業概要	年齢に応じた交通安全教室を行い、子どもに対して交通安全意識の普及・啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づける。				
対象	園児・小学生・中学生				
30年度実績	50回				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	通学路安全合同点検				
担当課	学校教育課（芳賀町通学路安全推進協議会）				
事業概要	教育委員会、学校、警察、道路管理者をメンバーとする推進協議会において通学路の危険箇所の抽出、実地点検、対策の検討、円滑な対策実施を図る。				
対象	児童・生徒				
30年度実績	1回				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年	1回／年

②子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進および環境の整備

事業名	防犯安全対策事業				
担当課	総務課、学校教育課				
事業概要	防犯灯の設置、青色防犯パトロール、防犯診断、街頭活動の実施により犯罪の予防と抑止を図る。				
対象	町民				
30年度実績	防犯灯 1,707 基 巡回指導 0 回 防犯診断 1 回				
事業計画	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	スクールガードリーダー配置事業				
担当課	学校教育課				
事業概要	登下校時の児童・生徒の安全確保を図るため、スクールガードリーダーを配置し、通学路上で子どもたちを見守る。				
対象	児童・生徒				
30 年度実績	3 人配置				
事業計画	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	継続	継続	継続	継続	継続

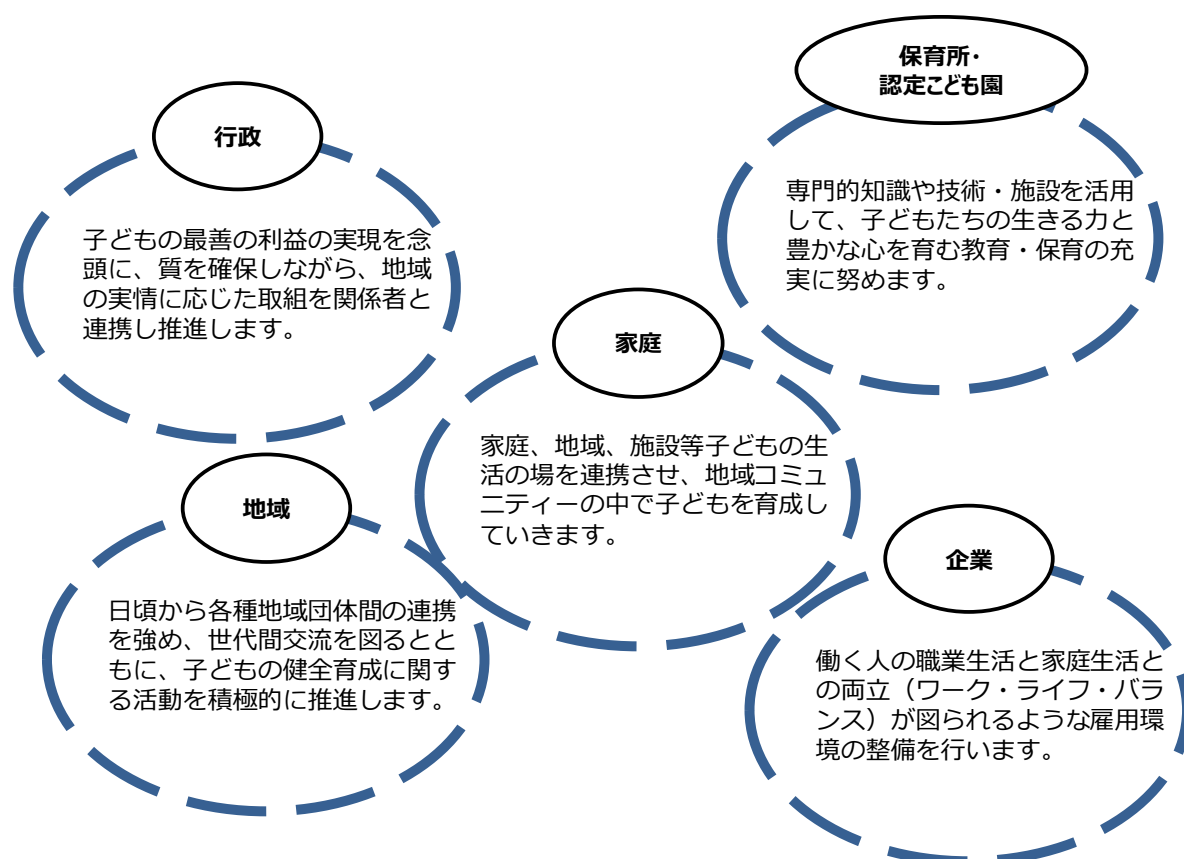


第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取り組みを積極的に進めます。

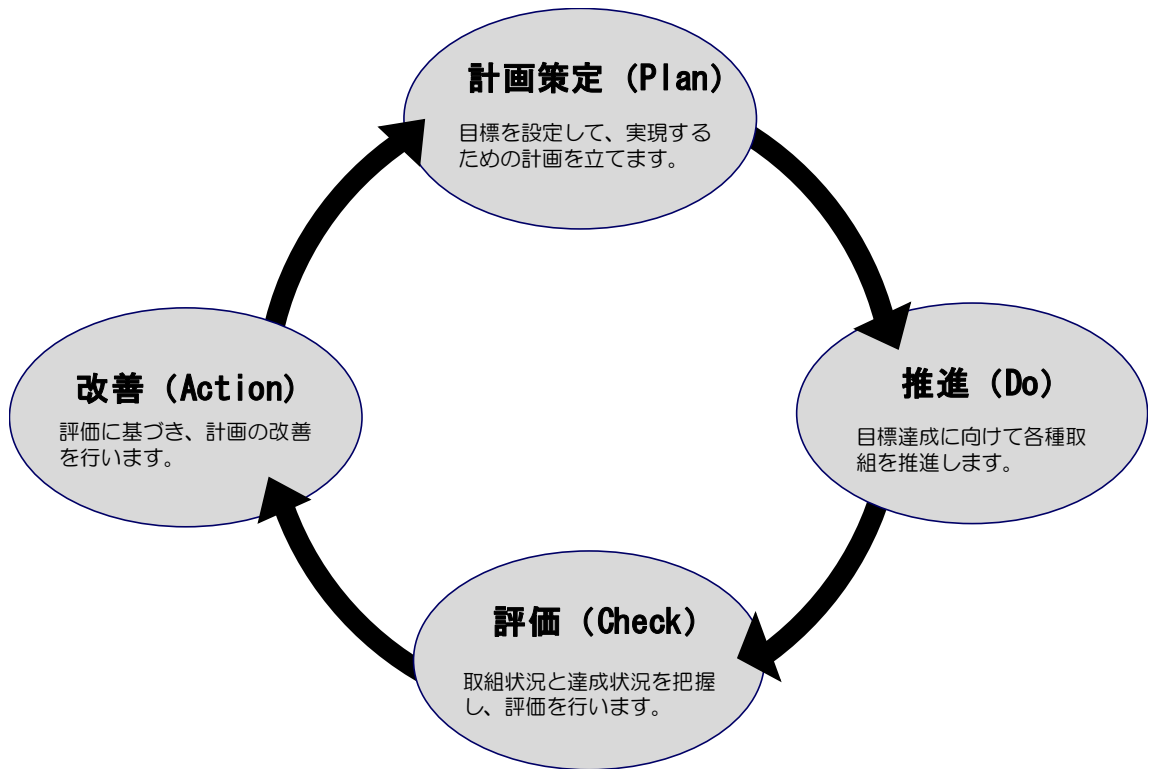
また、本計画の具現化のためには、家庭、行政、地域、教育・保育機関、企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。



2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



資料編

1 用語集

用語	解説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

用語	解説
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に規定される、以下の 13 事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

用語	解説
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする町民が、育児支援・家事支援を提供できる町民から子育て支援を受ける事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園における一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

2 芳賀町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日条例第 26 号

芳賀町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、芳賀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、芳賀町の子ども・子育て支援施策に関し、教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任をさまたげない。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資 料 編

- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども育成課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芳賀町条例第46号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 芳賀町子ども・子育て会議開催経過

日時		内容
第1回	令和元年8月30日	・第2期芳賀町子ども・子育て支援事業計画策定について ・ニーズ調査について ・その他
第2回	令和元年10月25日	・第1期芳賀町子ども・子育て支援事業計画の振り返りについて ・第2期芳賀町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ・その他
第3回	令和元年12月19日	・量の見込みと提供体制、確保の方策について ・施策の展開について ・第6章計画の推進体制と進捗管理について ・その他

4 芳賀町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	役 職	職 名
1	小林 一男	町議会教育民生常任委員会委員長	会長
2	青木 康予	認定こども園のぶ幼稚園代表	
3	水沼 裕子	認定こども園のぶ幼稚園保護者代表	
4	見目 仁子	祖母井保育園長	
5	飯嶋 しのぶ	祖母井保育園保護者代表	
6	大根田 裕子	認定ひばりこども園長	
7	竹越 万里子	認定ひばりこども園保護者代表	
8	七井 暁美	みずはし保育園長	副会長
9	菅谷 由起子	みずはし保育園保護者代表	
10	若色 麻弥	第三ミドリ保育園長	
11	伊藤 ゆか	第三ミドリ保育園保護者代表	
12	石川 浩子	学童保育管理指導員	
13	加藤 美奈	学童保育保護者代表	
14	吉永 教雄	町PTA協議会代表	
15	加藤 均	子育て支援活動団体（NPO）代表	
16	小山 佳子	子育て支援センター長	
17	小林 しげ子	社会福祉協議会局長	
18	星 紹子	町健康増進課長	
19	江守 真樹	町健康増進課母子保健係長（保健師）	
20	田中 亜紀子	町生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長	
21	清水 彩香	町福祉対策課福祉係長	
22	石原 拓哉	地域計画株式会社 研究員	
23	古壕 秀一	町教育委員会教育長	教育長
24	大根田 淳一	町こども育成課長	事務局
25	小林 広子	町こども育成課児童保育係長	事務局
26	樋口 友花	町こども育成課児童保育係	事務局

第2期芳賀町子ども・子育て支援事業計画

発 行／芳賀町

発行年月／令和2年3月

住 所／〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井 1020

電 話／028-677-1111（代表番号）

